

保育園のご案内

令和5年4月版



しながわ観光大使
cinnamoroll

保育園案内@品川区



LINE
公式アカウント



窓口の順番待ち状
況と呼出番号はこ
ちらからご確認い
ただけます。



窓口の予約方法と
手続きについては
こちらからご確認
いただけます。



認可保育園等の申
請に必要な書類は
こちらからご確認
いただけます。

保育園等（認可保育園・認定こども園・地域型保育事業）の利用申請をする場合は、この冊子をよくお読みいただき、内容をご理解のうえ申請してください。

品川区 子ども未来部 保育課 入園相談担当

TEL：03-5742-6725(直通) FAX：03-5742-6350
品川区ホームページ <https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

○令和5年5月以降の認可保育園の申請について

令和5年5月以降の認可保育園の入転園の申請については、下記の内容をご確認いただき、ご申請ください。

1. 利用申請の方法

窓口混雑緩和の観点から郵送での申請をお願いします。（郵送事故防止のため、**必ず簡易書留でご郵送ください。**）

※簡易書留以外での郵送事故等、区で申請書類の到着が確認できない場合の責任は負いかねます。

2. 保育園入園申請スケジュール

詳細はP63をご確認ください。

※申請締切日必着になります。

3. 提出先

保育課入園相談担当

※1. 園での提出は受け付けておりません。

※2. FAX・電子メールでは受け付けておりません。

4. 注意事項

①申請締切日前日、当日は、窓口および郵送申請が特に多い時期になります。

提出書類に不備がある場合は、申請締切日までに提出のある書類での選考になりますので、早めのご申請にご協力ください。

②令和5年4月以降の申請に必要な書類（P.22～23）を必ずご確認のうえ、書類の記載漏れや同封漏れがないよう申請書類を準備してください。**不足書類がある場合や書類の内容に不備がある場合は、申請締切日までに提出のある書類での選考になりますのでご了承ください。**

③申請に必要な書類については、品川区ホームページに掲載されている最新の書式にてご申請ください。

④育児休業または育児休業給付金の延長手続きについては、勤務先またはハローワークにお問い合わせください。また、**希望する各月の保育所等利用不可通知書については、申請締切日までに申請がない場合、いかなる理由があっても発行することができません。**延長に必要な入園希望月等を必ず確認したうえで申請締切日までにご申請ください。

なお、3月については入園の受付を行っていないため（育児休業明け入園予約制度を除く）、保育所等利用不可通知書の代わりに必要な提出書類等については、勤務先またはハローワークにお問い合わせください。

5. 申請の有効期限

ご提出いただいた申請書は、原則として当該年度の2月入園の利用調整まで有効となります（申請初月以降も申請を希望した場合のみ）。翌年度4月の入園を希望する場合は、改めて「保育認定申請書兼保育所等利用希望申請書」（および勤務証明書等の保育を必要とする根拠資料等）の提出が必要です。

なお、勤務証明書等は必要に応じ、再提出をお願いする場合があります。

6. 出生前受付

2月および4月入園の1次利用調整のみ、出産予定での申請が可能です。2月および4月入園の1次利用調整以外は、出産予定での申請は受け付けておりません。

対象者・申請手続きについては、決定次第、令和5年10月版保育園のご案内、品川区ホームページ等でお知らせします。

7. 区外の保育園の申請や区外からの申請について

品川区では、令和5年10月入園申請分より転出・転入を伴う入園申請手続きに関する運用を変更します。詳細は、P.26～27をご確認ください。

8. 令和6年4月の認可保育園の入転園の申請について

詳細については、令和5年10月版保育園のご案内、品川区ホームページ等でお知らせします。

◎入園申請書類は下記よりご確認ください



入園申請書類はこちら



◎保護者の皆様へのおねがい

窓口混雑緩和の観点から郵送での申請をお願いします。（郵送事故防止のため、必ず簡易書留でご郵送ください。）

宛名については下記を切り離して、ご利用ください。

〒140-8715

品川区広町2-1-36

品川区役所 保育課入園相談担当 行

【入園申請書類在中】

目次



はじめて保育園を利用申請する方へP. 6

- ① 保育園の種類
- ② 認可施設の申請時期
- ③ 申請に必要な書類・注意点
- ④ 認可施設の選考方法
- ⑤ 認可施設の保育料

保育園のご案内（本編）P. 13

I 保育園の利用を検討している方へ

- ① 小学校就学前に利用できる主な施設等についてP. 14
- ② 保育認定についてP. 15
 - 施設利用のための認定
 - 保育園等の利用申請できる方の要件（「保育を必要とする事由」）
 - 保育の必要時間について（「保育の必要量」）
 - 保育期間
 - 認定内容の変更について
 - 短時間認定における保育時間について
- ③ 保育園等の利用申請についてP. 18
 - 保育園等の利用の流れ（2号、3号認定）
 - 利用申請の方法
 - 出生前申請について
 - 申請時の注意事項
 - お子様の健康上あるいは発達上で気になることがある場合
 - 令和5年4月以降の申請に必要な書類
 - マイナンバーの記入について
 - 申請後の手続き等
 - ホームページからダウンロードできる必要書類（品川区所定様式）
 - 育児短時間勤務等を利用している方（取得予定の方を含む）への注意事項
- ④ 区外の保育園の申請や区外からの申請についてP. 26
 - 品川区外の認可保育園等に申請する方の手続き方法
 - 品川区外から品川区の認可保育園等を利用申請する方への注意事項
 - 品川区外から品川区の認可保育園等を利用申請する方の手続き方法
- ⑤ 延長夜間保育についてP. 28
- ⑥ 区立保育園の大規模改修等と民営化（運営業務委託）についてP. 29
- ⑦ 多様な保育サービスP. 30
 - 幼保一体施設
 - 幼保一体施設の保育園を希望する方へ
 - 区立認定こども園（幼児教育部門）
 - 短時間就労対応型保育（短時間保育室）

- 令和5年度定期利用保育事業
- ⑧ 育児休業明け入園予約制度P.33

Ⅱ 地域型保育事業

- ① 地域型保育事業の種類P.35
- ② 家庭的保育事業、小規模保育事業P.35
 - 申請から利用開始まで
 - 基本開園時間
 - 保育料
 - 家庭的保育事業 一覧
 - 家庭的保育事業を利用する際の注意事項
 - 小規模保育事業 一覧
- ③ 連携施設についてP.38
- ④ 居宅訪問型保育事業P.39
 - 申請要件（資格）
 - 対象児童
 - 利用可能日・時間
 - 保育料
 - 居宅訪問型保育事業 事業者

Ⅲ 保育園に在園されている方へ

- ① 保育園の預かり時間についてP.40
 - 開園時間と保育時間（お子様をお預かりする時間）
 - 入園当初のお預かりについて
- ② 在園資格についてP.40
 - 入園後の家庭状況等の変更について
 - 在園資格の注意点
 - 産休・育休中の在園資格について
 - 退園する場合の手続き方法
 - 区外転出後も通園を希望する場合
- ③ 保育園での持ち物や食事等についてP.42
 - 区立保育園での持ち物や食事等について

Ⅳ 保育料についてP.43

- 保育料の算定方法
- 保育料の納付について
- 兄弟姉妹で保育園に入園する場合の保育料について（多子軽減適用）
- 年収約360万円未満相当世帯の多子軽減について
- 保育料の減額について
- 保育料の免除について
- 第2子保育料の無償化について

V 子育て支援事業P.46

- 病児保育
- 病後児保育
- 休日保育
- 年末保育
- 一時保育
- オアシスルーム
- 私立保育園等の一時預かり
- ベビーシッター一時預かり利用支援（未就学児だれでも子育てサポート）
- 子育て交流ルーム
- 子育て体験事業
- 栄養相談
- しながわっ子 子育てかんがるープラン
- ポップンルーム

VI 認可外保育施設

- ① 認証保育所についてP.52
 - 保育料の助成制度について
- ② その他の認可外保育施設についてP.52
 - 保育料の助成制度について
 - 企業主導型保育事業について
- ③ 品川区認証認可保育所一覧P.54

VII よくあるご質問P.55

- 保育園について
- 認可施設の申請について
- 認可施設の利用調整（入園選考）について
- 入園内定後について

参考資料P.60

- 別表1 就労要件における指数認定の考え方
- 別表2 育児短時間勤務等における指数認定の考え方
- 別表3 保育園入園申請スケジュール
- 別表4 保育所等利用調整基準（選考基準）
- 別表5 保育園等保育料一覧
- 別表6 保育園の所在地
- 別表7 認可保育園一覧

VIII お問い合わせ先一覧P.77

はじめて保育園を利用申請する方へ

(詳細は「保育園のご案内(本編)」をご確認ください)



保育園のご案内をご覧ください、ありがとうございます。
このご案内では、品川区の保育園制度について説明しております。



① 保育園の種類

保育園ってどんな施設なの？

(⇒ P.14)

皆さんが何気なく使っている「保育園」という言葉。

実は保育園といっても、

「認可施設」とそれ以外の「認可外の施設」の大きく2つに分かれます。

職員数や施設の広さなどの国の基準を満たした施設が、「認可施設」とよばれます。

認可施設ってどんな種類があるの？

(⇒ P.14)



認可施設には、主に「認可保育園」と「小規模・家庭的保育事業」などがあります。

「保育園」と聞いて一般的にイメージされるのは、おそらく「認可保育園」です。

認可保育園の多くは、0歳から小学校に就学する前までのお子様を預かっています。

「認可保育園＝区立」と誤解されがちですが、

実は「私立」の認可保育園もたくさんあります。

「小規模・家庭的保育事業」は、0歳から2歳児クラスまでのお子様を預かっています。

認可外の施設ってどんな種類があるの？どうやって申請するのかな？

(⇒ P.14・52～54)

認可外の施設の中にも、東京都独自の基準を満たした「認証保育所」と、

その他の「認可外保育施設」があります。

どちらの施設も、それぞれ直接施設に申請が必要となります。

締切日や必要書類などは、施設によって異なります。

また、保育料も施設によって異なります。

② 認可施設の申請時期

そもそも保育園っていつでも入れるの？

(⇒ P.63)



3月入園以外は毎月申請を受け付けています。

ただし、年度途中は空きが少ないため、入園者が多いのは「4月」となります。

詳しい締切日や発表日は、

「別表3 保育園入園申請スケジュール」(P.63)をご覧ください。

1歳になるまで育児休業が取得できるけど、4月以外の入園が難しいなら、育児休業を切り上げて4月入園をする必要があるのかな？

4月に限らず入園が決まった場合は、育児休業を切り上げて入園月中に復職する必要があります。

ただし、育児休業を1歳になるまで取得して入園したい方のために、

品川区の独自制度として、育児休業明けに入園できるかどうか早い段階でわかる

「入園予約制度」を一部の区立保育園で実施しています。

入園予約制度!? 申請はいつごろ行うの？

(⇒ P.33~34)



申請の締切は生まれた月の翌月最終開庁日です。

結果発表日は入園希望月のおおむね6~10ヶ月前です。

最短でもお子様が1歳になるまで育児休業を取得する方が対象となりますので、

「早く復職したい」「育児休業制度がない」といった方は申請ができません。

それぞれの入園希望月の枠に各園1名のみ入園可能なので、

申請者が多い場合は、一般の申請に準じて選考を行います。

申請をすれば必ず入れるというわけではありません。

ここでも選考が行われるんだね。

入園予約制度で入れなければ、一般の入園申請はできるの？

入園予約制度で入れなかった場合でも、一般の入園申請をすることができます。

入園予約の申請後、結果発表を待たずに一般の入園申請をすることも可能です。

ただし、先に結果が発表される申請で内定が出た場合は、

自動的にもう一方の申請は取下げとなります。

③ 申請に必要な書類・注意点

保育園の一般の入園申請に必要な書類は？

(⇒ P.22～23)

- ・ 保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書 (必須)
- ・ 入転園確認表 (必須)
- ・ 重要事項確認書兼同意書 (必須)
- ・ きょうだい入園 (転園) 条件確認表 (複数の児童を申請する場合のみ)
- ・ 勤務 (内定) 証明書 (雇用されている・内定が出ている場合)
※親族の経営する会社に勤務する場合も含む
- ・ 就労状況申告書 (自営業・経営者・役員等)

上記は一例です。詳細は「● 令和5年4月以降の申請に必要な書類」(P.22～23)をご確認ください。
また、右のサイトからもご確認いただけますので、ご活用ください。



必要書類はいろいろあるし、記載事項もいろいろあるから、
締切日より余裕をもって提出したほうがよさそうだね!!

提出書類に不備がある場合は、申請締切日までに提出のある書類での選考になります。

トラブルを防ぐためにも、締切日より余裕をもってご提出ください。

特に4月入園申請受付開始日から申請締切日までは、窓口が大変混雑し、2時間以上お待ちいただく場合があります。

ゆとりをもってご提出いただくようお願いします。

どこの保育園を選べばよいのかな？近いところがいいんだけど……

(⇒ P.70～75)

認可保育園の一覧や地図については、

「別表6 保育園の所在地」(P.70)・「別表7 認可保育園一覧」(P.72～75)をご確認ください。

それぞれの施設を見学する際には、

直接施設に連絡していただいて、日程をご調整ください。



④ 認可施設の選考方法

申請すれば必ず入れるのかな？

(⇒ P.64～67)



定員を上回る申請がある場合は、

申請しても必ずしも入れるとは限りません。

保護者や世帯の状況をもとに優先順位をつけて、入園者を決めています。

詳しい選考基準は「別表4 保育所等利用調整基準（選考基準）」(P.64～67)をご覧ください。

基本指数と調整指数の2つが書いてあるけど、どういう意味？

まず【基本指数】を、父母それぞれの状況にあてはまるものを1つずつつけます。

続いて、【調整指数】であてはまるものがあれば加点や減点を行います。

調整指数は、1つもあてはまらない場合も、複数あてはまる場合もあります。

《例》

【基本指数】

父：月20日勤務／週40時間就労 ⇒ 「20」

母：月20日勤務／週30時間就労 ⇒ 「18」

基本指数：「20」 + 「18」 ⇒ 「38」

【調整指数】

認証保育所にお子様を預けながら就労している場合 ⇒ 「2」

会社命令により単身赴任をしている場合 ⇒ 「1」

調整指数：「2」 + 「1」 ⇒ 「3」

【合計指数】

基本指数「38」 + 調整指数「3」 ⇒ 「41」



なるほど！でも、たくさんの人が申請するなら、41点の人もいっぱいいるんじゃないかな？ そうだったらどうやって優先順位をつけるの？

その場合は、まずは基本指数が高い人を優先しています。

同じ41点でも、基本指数が40点で調整指数が1点の場合は、

基本指数が38点で調整指数が3点の場合より、優先順位が高くなります。

基本指数が同一の場合は、保護者の住民税額の合計額が低い人を優先しています。

住民税額は100円単位までみています。

⑤ 認可施設の保育料

認可施設の保育料ってどうやって決めているのかな？

(⇒ P.68)



基本的には保護者の住民税額の合計に基づいて決めています。

また、お子様のクラス年齢によっても異なります。

詳しい保育料額は「別表5 保育園等保育料一覧」(P.68)をご覧ください。

ご自身の住民税額が知りたい場合には

「住民税課税証明書」や「住民税決定通知書」の区市町村民税所得割額をご覧ください。

選考だけでなく、保育料でも住民税額が関わってくるんだね。
あれ?? この標準時間認定と短時間認定ってなんだろう？

(⇒ P.16・68)

標準時間認定は、保育園の利用時間が「8時間を超える」場合、

そして短時間認定は「8時間以内」の場合です。

保育を必要とする事由に応じて、保育の必要量が決まります。

短時間認定にすると、標準時間より保育料が2割安くなります。

なお、入園後に認定を変更することも可能です。

標準時間認定か短時間認定かについては、入園選考における優先順位に影響はありません。

詳細については、●保育期間 (P.16) をご覧ください。



memo



保育園のご案内（本編）



I

保育園の利用を検討している方へ

1 小学校就学前に利用できる主な施設等について

施設区分		クラス	申請先	保育料	開園時間
認可施設	認可保育園 認定こども園（保育部門） ※国の設置基準を満たした保育施設	区立 区立 民営 私立	区	世帯の住民税所得割額による (3歳児クラス以上は無償)	午前7時30分 ～午後6時30分 (全施設で延長保育、一部施設で早朝・夜間保育も実施)
	小規模保育事業 ※定員6～19名の小規模な環境で保育を行う	0～2歳児			午前7時30分 ～午後6時30分 (一部施設で延長保育実施)
	家庭的保育事業 ※定員3～5名で家庭的な雰囲気の中保育を行う				午前8時～午後6時
	事業所内保育事業 ※事業所の保育施設で、従業員のお子様と地域のお子様の保育を行う (品川区では現在は実施していません)	施設ごとに異なる			施設ごとに異なる
	居宅訪問型保育事業 ※障害・疾病等で個別のケアが必要な際に、自宅で1対1の保育を行う				午前8時～午後6時のうち 最長8時間
認可以外の施設	認証保育所 ※認可外保育施設のうち、東京都の設置基準を満たした保育施設	施設ごとに異なる	施設	施設ごとに異なる (助成金制度有)	施設ごとに異なる
	その他の認可外保育施設			施設ごとに異なる (一部施設は助成金制度有)	

※上記は保育施設となります。幼稚園や認定こども園（幼児教育部門）等の教育施設に関しては、区のホームページや冊子「品川区立幼稚園案内」、冊子「品川区立認定こども園案内」等をご確認ください。なお、幼保一体施設や区立認定こども園の概要は、P.30～31をご確認ください。

保育園の年齢（クラス）についての考え方

★保育園は、4月1日現在のお子様の年齢によって、その年度のクラスが決まります。

例えば、1歳になった時点で1歳児クラスに進級するわけではなく、**1歳になった次の4月から1歳児クラス**となります。

例) 令和4年6月10日生まれの場合、令和5年6月10日に1歳になりますが、令和6年4月1日から1歳児クラスとなります。

★品川区には1歳児クラスからの保育園がいくつかありますので、**保育園を選ぶ際は、十分ご注意ください。**

2 保育認定について

●施設利用のための認定

小学校就学前の施設等を利用する場合には、品川区から利用のための認定を受ける必要があります。認定の種類は、主に利用希望施設・事業と年齢によって区分されます。

利用希望施設・事業	要件	認定	年齢	区分
幼稚園（※1） 認定こども園（幼児教育部門）	幼稚園等を利用希望する場合	教育標準時間	満3歳以上	1号認定
保育園 認定こども園（保育園部門） 地域型保育事業（※2）	保育を必要とする事由に該当し、保育園等を利用希望する場合	保育標準時間 保育短時間	満3歳以上	2号認定
			満3歳未満	3号認定

※1：私立幼稚園については、八潮幼稚園のみ1号認定が必要となります。

※2：品川区の地域型保育事業のうち、「家庭的保育事業・小規模保育事業」は、2歳児クラス（3歳になった年度末）までが利用可能となっています。（P.35～37参照）

◇認定の有効期間について

教育標準時間認定（1号認定）の有効期間は3年間（小学校就学前まで）を基本とします。

保育認定の有効期間は3年間（満3歳以上は2号認定、満3歳未満は3号認定）を基本としつつ、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合はその時点までとします。

すでに3号認定を受けている児童が満3歳になり、3号認定から2号認定になる際は、品川区が認定の変更を行います（認可保育園に申請中または在園中の方については再申請不要）。

●保育園等の利用申請ができる方の要件（「保育を必要とする事由」）

保育園等に利用申請ができるのは、保護者が次のいずれかの、お子様の「保育を必要とする事由」に該当する場合です（お子様に集団生活を体験させたいという理由での申請はできません）。

また、お子様の出生前に申請はできません（2月および4月1次入園申請を除く）。

- ①就労……………月12日以上かつ1日あたり4時間以上の就労を目安として常態とすること
- ②妊娠・出産……………妊娠中または出産後（入園希望月前後2ヶ月の間で出産予定がある、または出産した場合）
- ③疾病・障害……………疾病もしくは負傷、または精神や身体に障害があること
- ④介護・看護・付添…同居の親族（申請児童の祖父母や兄弟姉妹等）を介護または看護していること
- ⑤災害復旧……………災害の復旧にあたっていること
- ⑥求職……………求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること
- ⑦就学……………学校教育法に規定された学校等に通学、または公共の職業訓練校での職業訓練等を受けていること
- ⑧その他……………児童虐待の恐れがある、または配偶者からの暴力により保育が困難であること（公的機関にご相談している方）

●保育の必要時間について（「保育の必要量」）

保育認定にあたっては、保育を必要とする事由やその内容により、保育の必要時間（保育の必要量）を「**保育標準時間**」（1日8時間超）と「**保育短時間**」（1日8時間以内）の2つの区分で認定します。区分により、保育園の利用時間や基本保育料、延長保育料が異なります。

保育の必要量は、保育の必要時間を、便宜的に8時間を目安として区分けしたものであり、**実際の保育時間は、各家庭の保育を必要とする事由とその内容により、個別に決定します。**

《例》就労の場合は、「勤務時間+通勤時間」が、保育時間の基本となります。

●保育期間

保育を必要とする事由に応じて、**保育の必要量（必要時間）と保育認定の有効期間（保育期間）が決まります。**

保育期間は、最長で小学校就学前（6歳になった年度末）までです。ただし、年齢制限のある保育園はその年齢になった年度末まで、地域型保育事業は原則として3歳になった年度末までとなります。（連携施設についてはP.38をご参照ください。）

保育を必要とする事由	保育の必要量（必要時間）	保育認定の有効期間（保育期間）
就労／介護・看護・付添就学	標準時間もしくは短時間	小学校就学までの間、左記の事由により保育を必要とする期間
疾病・障害	（原則）短時間	
妊娠・出産	標準時間もしくは短時間	出産予定月を挟んで、前後2ヶ月間（計5ヶ月間）
災害復旧		災害の復旧活動に従事する期間
児童虐待・DV		左記の事由により保育が困難と認められる期間
求職活動	短時間	利用希望月から2ヶ月間
育児休業※		育児休業の対象児童が1歳になった年度末まで

※育児休業については、すでに認可保育園・地域型保育事業等に通園している場合のみ対象です。育児休業を事由として新規の認定および入園申請はできません（復職月からの入園申請となります）。

●認定内容の変更について

認定申請した後に、認定内容（保護者氏名、保育を必要とする事由、保育必要量、有効期間等）が変更になった場合、認定の変更申請が必要です。

申請には、「【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書」が必要です。（「●申請後の手続き等（P.25）」をご確認ください）。変更する月の申請締切日までに、保育課入園相談担当へ届出をしてください（短時間認定から標準時間認定への変更等、利用調整基準（選考基準）に影響を与えない変更は前月20日までに申請してください）。

●短時間認定における保育時間について

短時間認定のお子様の保育時間は、**保育園によって異なります。**希望園をご検討の際には、次ページの表をご確認のうえ、利用申請を行ってください。

- ①短時間認定のお子様について、午前7時30分から午後6時30分までの間で保護者の就労等の時間に応じて保育時間を設定できる保育園
……8時間を超えた預かり時間に対して別途、延長保育料が発生します。

②短時間認定のお子様について、保育時間が固定されている保育園

……保育園で決められた預かり時間を越えた分について、別途、時間内延長保育料が発生します。

※午前7時30分までの早朝保育、および午後6時30分以降の延長夜間保育は利用できませんので
ご注意ください。

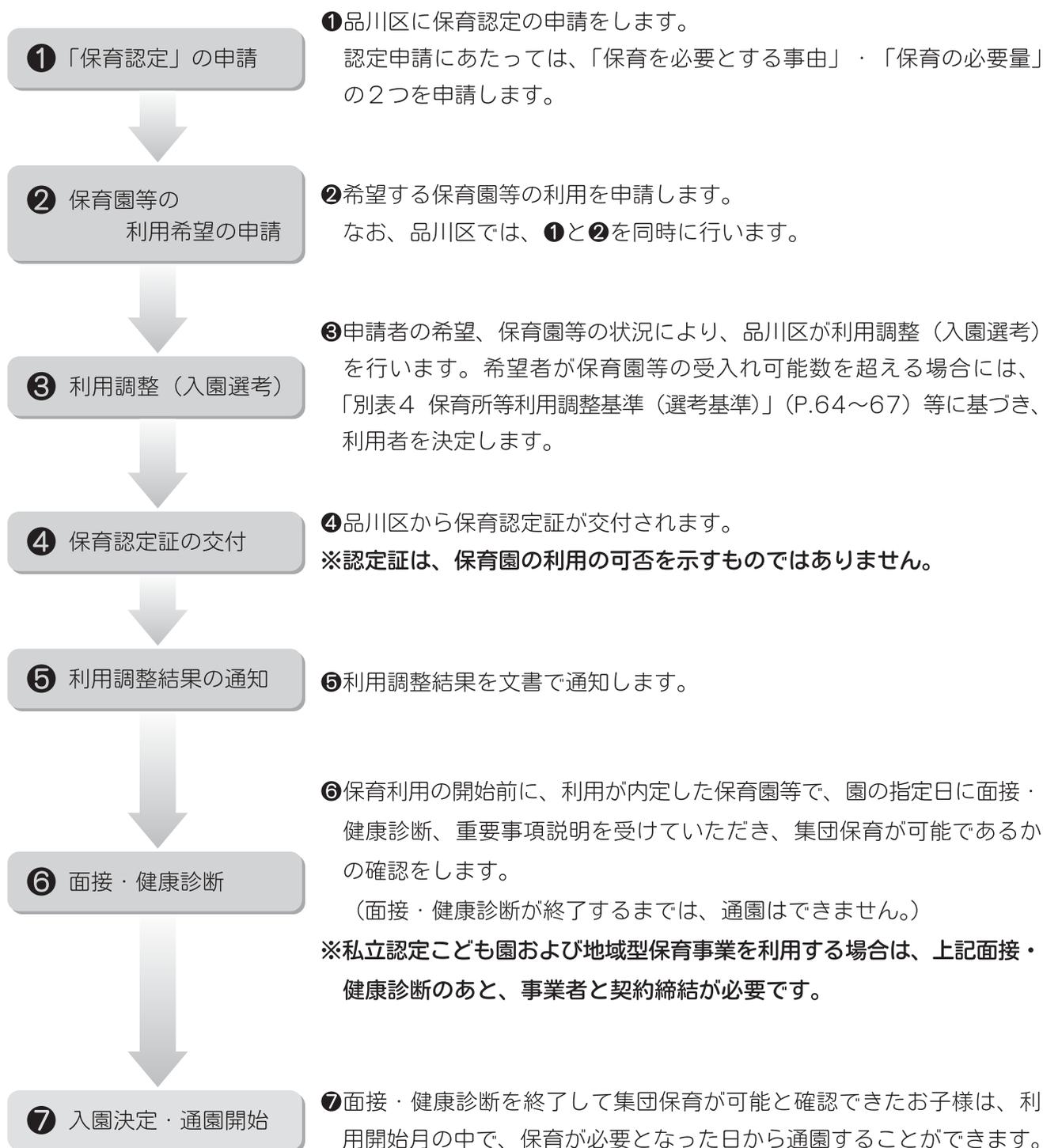
短時間認定枠の保育時間		対 象 園
①短時間認定のお子様について、午前7時30分から午後6時30分までの間で保護者の就労等の時間に 応じた預かり時間を設定できる保育園		(区立園) 全園 (私立園) 下記固定園以外
②短時間認定のお子様について、 保育時間が固定されている保育園	午前8時 ～午後4時	(私立園)・こころしながわ(えばら・おおいまち・なかのふ・ ひがしおおい・ふどうまえ・むさしこやま) ・さくらさくみらい(北品川・御殿山・ 品川シーサイド・東大井・東品川・武蔵小山) ・ポピンズナーサリースクール(勝島・上大崎・ 西五反田・目黒)
	午前8時30分 ～午後4時30分	(私立園)・ウイズブック保育園(荏原・天王洲・西五反田・ 武蔵小山・武蔵小山パルズ) ・Gakkenこどもえん ・クオリスキッズ(大井町・大井町第2) ・グローバルキッズ(荏原町・大崎園・立会川園・ 戸越園・中延園・西大井園) ・しなおおコスモ ・品川大和 ・空のはねこども園 はたのだい ・チャイルドマインダー(小山台東・平塚荏原)※1 ・にじいろ保育園(大崎・勝島・南大井) ・認定こども園 こっこる ・ベネッセ大崎広小路 ・みらいく東大井園 (小規模保育事業) ・ウイズブック保育園大森海岸 ・五反田せせらぎ
	午前9時 ～午後5時	(私立園)・アイ ・AIAI NURSERY 大崎 ・アスク南大井 ・キッズタウンにしおおい ・キッズラボ中延園 ・こどもヶ丘保育園小山園 ・さんさん森の保育園戸越公園 ・太陽の子(西五反田・南品川) ・チャイルドマインダー(小山台東・平塚荏原)※1 ・ニチイキッズむさしこやま保育園 ・はぐはぐキッズ(こども園中延・二葉) ・ほっぺるランド東品川 ・まなびの森保育園品川シーサイド ・みらいく(旗の台園・東品川園) ・モニカ荏原中延園 (小規模保育事業) ・こどもヶ丘保育園大井町園 ・はぐはぐキッズ(荏原町・西大井)
	午前9時30分 ～午後5時30分	(私立園)・アソシエ(旗の台・東大井公園)

※1 チャイルドマインダー(小山台東・平塚荏原)の預かり時間については直接施設にお問い合わせください。

3 保育園等の利用申請について

●保育園等の利用の流れ（2号、3号認定）

認可保育園、地域型保育事業、認定こども園（保育園部門）を利用する場合は、下記の流れとなります。申請にあたっては、原則として品川区に住民登録があることが必要です。区外から申請される場合は、「●品川区外から品川区の認可保育園等を利用申請する方への注意事項」（P.26）をご確認ください。※認可外保育施設（認証保育所を含む）を利用する場合には、直接、保育施設に利用申請となります。



●利用申請の方法

利用申請は、下記で受け付けしています。

各月の申請締切日等については「別表3 保育園入園申請スケジュール (P.63)」をご確認ください。申請締切日に間に合うように申請してください。欠員状況等に応じて、利用調整(入園選考)を行います。ご提出いただいた申請書は、原則として当該年度の2月入園の利用調整まで有効となります。翌年度4月の入園を希望する場合は、改めて「保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書」(および勤務証明書等の保育を必要とする根拠資料等)の提出が必要です。なお、勤務証明書等は必要に応じ、再提出をお願いする場合があります。

(1) 区役所の保育課入園相談担当

(2) 郵送受付

窓口混雑緩和の観点から、利用申請の郵送受付を実施しています。

郵送の場合、簡易書留で保育課入園相談担当まで申請書類を送付してください。(申請締切日必着。**FAX・メール不可**。)

※簡易書留以外での郵送事故等、区で申請書類の到着が確認できない場合の責任は負いかねます。

「●令和5年4月以降の申請に必要な書類」(P.22~23)を必ずご確認くださいのうえ、書類の記入漏れや同封漏れがないよう申請書類を準備してください。

(3) オンライン受付

マイナポータル「ぴったりサービス」を用いて、オンライン申請ができます。申請には、マイナンバーカードとパソコン(ICカードリーダーを含む)またはスマートフォン(一部機種のみ)が必要です。

※「●令和5年4月以降の申請に必要な書類」(P.22~23)を必ずご確認くださいのうえ、書類に記入漏れや添付漏れがないよう申請書類を準備してください。そのほか、利用方法について詳しくは、マイナポータル「ぴったりサービス」または品川区ホームページをご確認ください。

※不足書類がある場合や書類の内容に不備がある場合は、申請締切日までに提出のある書類で選考いたしますのでご了承ください。

●出生前申請について

2月および4月入園の1次利用調整のみ、出産予定での申請が可能です。2月および4月入園の1次利用調整以外は、出産予定での申請は受け付けておりません。

対象者・申請手続きについては、決定次第、令和5年10月版保育園のご案内、品川区ホームページ等でお知らせします。

●申請時の注意事項

(1) 希望園の選び方について

保育の利用調整（入園選考）では「別表4 保育所等利用調整基準（選考基準）」（P.64～67）に基づき、基本指数と調整指数を合算し、合計指数の高い方から順に保育利用の内定者を決定します。複数園で入園内定者になりうる場合には、最上位の希望園で入園内定とします。上位の希望園が下位の希望園よりも内定しやすくなることはありません。**希望園は第8希望まで**記入することができます。通園可能な範囲内で**利用希望順**にご記入ください。

(2) 転園申請について

転園が内定した場合、**転園を辞退して現在の保育園・地域型保育事業に残ることはできません**。転園申請後に転園の意思がなくなった場合は、速やかに各月の申請締切日までに、「【申請児用】認定変更申請書兼 保育所等利用希望変更申請書」にて申請を取り下げてください。

(3) 保育利用の内定後に辞退する場合

内定後速やかに「入園辞退届」を、書面で提出してください。「入園辞退届」が利用開始月以降に提出された場合は、**登園の有無に関わらず、その月分までの保育料がかかります**。

(4) 出産予定のある方へ

就労要件等で申請された方でも、第2子以降の出産予定があり、入園月が出産（予定）月を挟んだ前後2ヶ月間（計5ヶ月間）に該当する場合は、原則として出産要件での審査となります。ただし、入園月に就労する場合は、就労要件での審査を行います。

(5) 育児休業中に申請をする方へ

- 保護者が育児休業を取得している期間を利用希望月として、保育園等の入園申請はできません。育児休業を取得中の方は、復職する月から入園可能となります。**復職せずに保育の利用を開始することはできません（慣らし保育を除く）。**
- 入園可能となった際に以下の条件を全て満たさない場合は、審査の公平性を鑑み、保育の利用（内定）を取り消します。
 - ①入園月中に復職かつ復職日以降に保育園の利用をすること。（慣らし保育期間は対象外）
 - ②必ず育児休業を取得している会社に復職すること。**※年次有給休暇等、実際に就労を伴わない復職は認められません。**
- 現在育児休業要件にてお預かりしている区内認可保育園在園児童が転園申請する場合は、転園希望月に復職予定がない場合でも特例として転園申請をすることができます。ただし、基本指数は「就労」ではなく、「妊娠・出産」を適用します。
※「区内認可保育園」には区内幼保一体施設、ぷりすくーる西五反田幼児教育施設、区内認定こども園、区内地域型保育事業を含む。
- 育児休業の延長を希望される方は、入園申請書類一式の中の「入転園確認表」にて育児休業の延長希望の申告をしてください。この場合、入園選考における優先順位は、一番低いものとして取り扱います。
※育児休業または育児休業給付金の延長手続きについては、勤務先またはハローワークにお問い合わせください。また、希望する各月の保育所等利用不可通知書については、締切日までに申請がない場合、いかなる理由があっても発行することができません。延長に必要な入園希望月等を必ず確認したうえで申請締切日までに申請してください。

(6) 幼保一体施設を希望する方へ

幼保一体施設を希望する方は、P.30～31をよくご確認のうえ、申請してください。

(7) その他

- ・提出された書類と事実に相違があった場合には、保育の利用（内定）を取り消す場合があります。申請後や内定後に状況が変わった場合は、至急保育課入園相談担当へご連絡ください。
- ・申請書類は一度提出されますと返却はいたしません。必要な方は、あらかじめ写しをお取りください。
- ・申請児童や兄弟姉妹に未払いの保育料がある場合は、必ずお支払いを済ませてください。お支払いが確認できない場合は、調整指数において大きなマイナスとなる場合があります。
- ・区外へ転出した場合、申請は失効になります。

●お子様の健康上あるいは発達上で気になることがある場合

保育園等の利用を希望する心身に障害のあるお子様や、心身の発達状況から配慮を要するお子様、医療的ケアが必要なお子様について、発達に考慮しながら集団でのよりよい保育を行うために、特別支援保育審査会（以後、審査会）を実施します。

お子様を集団でお預かりするうえでの配慮および集団保育の可否等について書面または面接にて、審査をし、集団保育が可能と判断されたお子様は、利用調整（入園選考）を行います。

利用申請にあたり、「心身状況報告書」（主治医作成）や「児童調査書」（保護者作成）等を提出していただきます。

※医療的ケア児について

利用を希望する方は、必ず事前にご連絡ください。

区立保育園で対応できる医療的ケアは、下記のとおりです。

- ・たん吸引
- ・経管栄養
- ・血糖値測定、インシュリン注射、インシュリンポンプの与薬操作
- ・導尿
- ・在宅酸素療法
- ・ネブライザー、ネブライザーによる与薬
- ・午睡中のみ使用する人工呼吸器
- ・人工肛門

その他の医療的ケアや私立保育園での受入れについては、別途ご相談ください。

※事前に現在のお子様の状況について聞き取りを行う場合があります。状況によっては入園希望月からの入園ができない場合があるため、締切日より余裕をもって申請してください。

※家庭的保育事業、小規模保育事業については、運営上、特別支援児童の保育ができない場合があるため、希望する際はご注意ください。

※審査会および利用調整の結果、入園できない場合や、入園する施設および時期を調整させていただく場合があります。

※審査会において、判定が保留となった場合は、判定が出るまで入園をお待ちいただくこととなります。また、申請の際に疾病や障害に関する申告がなく、入園内定後に園との面談等で疾病や障害が確認された場合は、内定取消や入園希望月からの入園ができない場合もあります。

●令和5年4月以降の申請に必要な書類（育児休業明け入園予約制度についてはP.33～34をご確認ください）

下記1～8を最後まで必ずご確認ください、あてはまるものについては全ての書類を各月の申請締切日まで選考基準の詳細についてP.64～67を必ずご確認くださいうえでご申請ください。申請締切日までにご提出の書類をご提出いただく場合があります。また、保育を必要とする事由が災害・児童虐待・DV等を理由とする

確認項目	提出書類
1. 必須書類	
品川区内の認可保育園に入転園申請をする方	入園申請書類一式（品川区所定様式） ・保育認定申請書兼保育所等利用希望申請書 ・入転園確認表 ・重要事項確認書兼同意書 ・きょうだい入園（転園）条件確認表（複数の児童を申請する場合のみ）
2. 基本指数に関する書類（保育を必要とする状況を証明する書類）・・・保護者どちらも必要	
該 こ 提 出 す る も の の み	常勤・パート・内職等で働いている場合 （内定している場合・親族の経営する会社に勤務する場合も含む）
	勤務（内定）証明書（品川区所定様式）
	自営業・経営者・役員等の場合
	就労状況申告書（品川区所定様式）＋就労を証明する書類 （前年分の確定申告書の写し等の就労実態が確認できるもの）
	妊娠中または出産後の場合
	親子健康手帳（母子健康手帳）の写し （表紙、分娩予定日記載のページ）
	疾病や心身に障害がある場合
	①保育状況意見書（品川区所定様式） ②障害者手帳等の写し（お持ちの方のみ）
	疾病や心身に障害のある親族を、看護・介護している場合
	①介護状況申告書（品川区所定様式） ②根拠書類（診断書、入院計画書、障害者手帳、介護保険被 保険者証、ケアプラン（介護サービス計画書）等の写し）
	大学や職業訓練校等に通学している場合
	就学（予定）状況証明書（品川区所定様式）
3. 調整指数に関する書類・・・該当する方のみ	
	認証保育所または認可外保育施設等 （都道府県に届出がある施設）に通っている場合
	受託証明書（品川区所定様式） ※預け先にて証明が必要です。
	(1) お子様の心身に障害、疾病等がある場合 (2) お子様の健康上あるいは発達上気になることがあり、 病院や療育施設に通っている場合（P.21参照）
	①主治医作成：心身状況報告書（品川区所定様式） ②保護者作成：児童調査書（品川区所定様式） ③障害者手帳・発達検査結果等の写し（お持ちの方のみ）
	保育士等として保育園等に勤務している場合
	保育士等優先入園に関する誓約書（品川区所定様式）
	保護者が障害者手帳を保持している場合
	障害者手帳の写し
	保護者が特定医療費（指定難病）受給者証を保持している場合
	特定医療費（指定難病）受給者証の写し
	医師・看護師免許を保持して、医療機関等において 医師・看護師として勤務し、医療行為を行っている場合
	医療機関等勤務の医師・看護師優先入園に関する誓約書 （品川区所定様式）
	求職活動中である場合
	公的な機関が発行する書類（ハローワーク受付票等）
4. 階層算定に関する書類（住民税額を証明する書類）・・・該当する方のみ	
令和3年または令和4年中に海外収入がある場合	年間給与証明書・年間収入申告書（品川区所定様式） ※下記のとおり入園希望月に応じて、該当する年の海外収入 をご提出ください。 ① 令和5年5月～8月の利用月に入園申請する方 →令和3年中の年間給与証明書・年間収入申告書 ② 令和5年9月～令和6年4月の利用月に入園申請する方 →令和4年中の年間給与証明書・年間収入申告書
ひとり親世帯	－
ひとり親に準ずる世帯	事件係属証明書、離婚調停中であることを証明する弁護士からの証明書等
5. 区外からの申請に関する書類・・・該当する方のみ	
品川区外から申請する方	①品川区外からの申請に伴う確認表（品川区所定様式） ②申請児童のパスポートの写し（海外からの転入予定者のみ）
6. マイナンバーに関する書類	
(1) 郵送で申請する方 (2) 窓口で申請する方	①個人番号確認書類 ②本人確認書類
7. 出生前申請に関する書類・・・2月および4月入園の1次利用調整で申請する方のみ	
(1) 2月入園にて申請をする方 (2) 4月入園にて申請をする方	①親子健康手帳（母子健康手帳）の写し （表紙、分娩予定日記入のページ） ②出生前の保育所等利用申請に係る同意書（品川区所定様式）
8. その他に関する書類・・・該当する方のみ	
外国籍で大使館勤務の方	①大使館発行の証明書（家族全員の住所、生年月日記載のもの） ②年間給与証明書・年間収入申告書（品川区所定様式）
生活保護を受給している方	生活保護受給証明書

にご提出ください。なお、提出書類をもとに品川区保育所等の利用調整基準により利用調整を行います。書類で保育認定・利用調整（入園選考）を行いますので、ご了承ください。必要に応じて、下記以外の書場合には、別途、お問い合わせください。

備考
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内で2人以上のお子様を申請する場合でも1枚に記載し、申請するお子様にチェックをつけてください。 ・申請書には、マイナンバーの記載が必要となります。詳細はP.24をご確認ください。
<p>勤務（内定）証明書記載チェックシートを参照し、勤務先より証明を受けた勤務（内定）証明書の記載事項について、申請前に必ずご確認ください。記載漏れや誤り等があった場合、利用調整上不利になる場合があります。</p> <p>記載例をもとにご記載頂いた内容について、申請前に必ずご確認ください。記載漏れや誤り等があった場合、利用調整上不利になる場合があります。</p>
<p>入園希望月前後2ヶ月の間で出産予定がある、または出産した場合に必要です。</p>
<p>保育状況意見書は証明された内容について、申請前に必ずご確認ください。</p>
<p>介護状況申告書に記載された申告内容および根拠資料をもとに指数認定を行います。</p>
<p>就学（予定）状況証明書は証明された内容について、申請前に必ずご確認ください。</p>
<p>調整指数番号8の適用条件は、下記の2点となります。</p> <p>①預かり時間が月48時間以上であること。（入園希望月の前月までに預ける予定を含む）</p> <p>②就労要件にて申請する場合は、入園希望月の前月までに就労していること。（入園希望月の前月までに就労する予定を含む）</p>
<p>心身状況報告書について、定期的に通っている主治医がいない場合は、保育教育担当（特別支援）にご相談ください。</p>
—
—
—
—
<p>左記書類をお持ちの方のみご提出ください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・会社書式、源泉徴収票等において控除項目等が読み取れない場合があり、階層算定上不利になる可能性があるため、必ず品川区所定様式にてご提出ください。 ・住民税未申告または税資料の提出がなく税額の確認ができない場合は、区民税所得割1,031,300円以上の世帯（最高階層）と同様の階層算定および保育料算定となります。 ・国外居住期間が1月から12月ではない場合でも、国内所得も含めて1月から12月までの1年分の申告をお願いします。
<p>提出書類はありませんが、状況に応じて追加書類の提出を依頼する場合があります。 区外から申請される方は戸籍謄本等、ひとり親であることが確認できる書類が必要です。</p>
<p>離婚調停中、協議中等である場合ご提出ください。</p>
<p>品川区外からの申請についての詳細は、P.26～27を必ずご確認ください。</p>
<p>(1) 郵送で申請する場合は、保護者および申請児童分の左記提出書類の写しを同封ください。 (2) 窓口で申請する場合は、来庁された方の左記提出書類をご提示ください。 詳細はP.24を必ずご確認ください。</p>
<p>詳細については、令和5年10月版保育園のご案内、品川区ホームページ等でお知らせします。</p>
<p>①について、勤務している方以外の家族の住所、生年月日の記載が難しい場合、家族分のパスポート等の写しを追加でご提出ください。</p> <p>②について、保護者ともにご提出ください。</p>
—

●マイナンバーの記入について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、保育園等の入園を希望する方は、入園申請書類一式の中の「保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書」に個人番号（マイナンバー）の記入が必要になります（保護者の方は、単身赴任等の理由で同居されていない場合も記入してください。ただし、災害、児童虐待、DV等の理由で同居されていない場合は記入不要です。）。申請書を提出の際は、「番号確認」と「本人確認」が必要となりますので、以下の内容を確認のうえ、必要書類をご準備ください。

区役所窓口に提出の場合

職員が窓口で来庁された方の「個人番号確認」と「本人確認」を行いますので、次表の必要書類をお持ちください。

※代理者が提出する場合は、申請者本人からの委任状の提出と①代理者の本人確認書類、②申請者の個人番号確認書類の提示が必要となります。

郵送提出の場合

保育課入園相談担当にて確認を行うため、**保護者と申請児童の個人番号確認書類の写しと申請者の本人確認書類の写し**を、他の申請書と合わせてご提出ください。

必 要 書 類	説 明	
(1) 個人番号確認書類 (正しい番号であることの確認)	◎個人番号が記載されたものをご準備ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード ・個人番号通知カード ・住民票の写し 	
(2) 本人確認書類 (番号の正しい持ち主であることの確認)	◎以下のうち (A) または (B) のいずれかの書類をご準備ください。	
	(A) 【顔写真付きの本人確認書類 1点】 <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード ・運転免許証（運転経歴証明書） ・旅券（パスポート） ・在留カード ・療育手帳 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・特別永住者証明書 ・写真付き社員証 など 	(B) 【顔写真なしの本人確認書類 2点】 <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・健康保険証 ・年金手帳 ・印鑑登録証明書 ・児童扶養手当証書 など

※原則、申請書にはマイナンバーの記入が必要ですが、未記入であっても受け付けします。

※申請書にマイナンバーが未記入の場合は、保育課入園相談担当でマイナンバーを確認したうえで、法令で定める範囲内で使用する場合があります。

※住民票の写しを提出する際は1通のみでかまいません。

※健康保険証は記号・番号・QRコード（QRコードがある場合）をマスキングして写しをとってください。

●申請後の手続き等

(1) 利用申請後、下記の変更があった場合は、必ず期日までに書面で保育課入園相談担当へ届出してください。

変 更 内 容	提 出 書 類 (すべて品川区様式)
①認定申請内容（認定区分・保育の必要性の事由・保育必要量等）が変更になったとき	【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書
②利用申請を取り下げたいとき	
③希望保育園や利用希望月を変更したいとき	
④住所や電話番号が変更したとき	
⑤家族構成が変更したとき	
⑥保護者の仕事が変わったとき	①【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書 ②勤務（内定）証明書または就労状況申告書
⑦お子様が認可外保育施設等（認証保育所を含む）に通い始めたとき	受託証明書
⑧育児休業から復職したとき	復職証明書
⑨兄弟姉妹の入園条件を変更したいとき	①【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書 ②きょうだい入園（転園）条件確認表

(2) 利用調整の結果、保育園等を利用できない方に対しては、利用希望した最初の月のみ結果を文書で通知します。それ以降については、結果のご連絡はいたしません。

（申請は当該年度2月入園の利用調整まで有効となります。翌年度4月の入園を希望する場合は、改めて「保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書」（および勤務証明書等の保育を必要とする根拠資料等）の提出が必要です。）

●ホームページからダウンロードできる必要書類（品川区所定様式）

品川区のホームページから、下記の書類をダウンロードできます。

- ・ 入園申請書類一式
- ・ 【記載例】入園申請書類一式
- ・ 勤務（内定）証明書（勤務（内定）証明書記載チェックシート含む）
- ・ 【記載例】勤務（内定）証明書
- ・ 就労状況申告書
- ・ 【記載例】就労状況申告書
- ・ 介護状況申告書
- ・ 保育状況意見書
- ・ 就学（予定）状況証明書
- ・ 復職証明書
- ・ 【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書
- ・ きょうだい入園（転園）条件確認表
- ・ 【記載例】きょうだい入園（転園）条件確認表
- ・ 児童調査書
- ・ 心身状況報告書
- ・ 年間給与証明書・年間収入申告書
- ・ 受託証明書
- ・ 保育士等優先入園に関する誓約書
- ・ 医療機関等勤務の医師・看護師優先入園に関する誓約書
- ・ 品川区外からの申請に伴う確認表
- ・ 保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書（転入に伴う申請書）
- ・ 委任状
- ・ 入園辞退届



入園申請書類はこちら

※必要書類は「●令和5年4月以降の申請に必要な書類」（P.22～23）をご確認ください。

●育児短時間勤務等を利用している方（取得予定の方を含む）への注意事項

1日あたりの勤務の短縮時間により、指数認定が変わります。

- ・1日あたり2時間以内（または、拘束時間6時間を満たす範囲内）の短縮 ⇒ 本来の勤務時間で認定
- ・1日あたり2時間（または、拘束時間6時間を満たす範囲内）を超えた短縮 ⇒ 短縮した後の勤務時間で認定

※勤務日数が減る場合は、勤務時間にかかわらず短縮された勤務日数で指数認定を行います。

※育児短時間勤務等の制度を利用せず、勤務時間を短くした場合は短い勤務時間で指数の認定を行います。

詳細は、「別表2 育児短時間勤務等における指数認定の考え方」（P.62）をご確認ください。

4 区外の保育園の申請や区外からの申請について

品川区では、令和5年10月入園申請分より転出・転入を伴う入園申請手続きに関する運用を変更します。入園希望月によって手続き内容が異なりますので、ご注意ください。

●品川区外の認可保育園等に申請する方の手続き方法

下表の提出期限より後に提出され、申請先自治体での受付が間に合わなかった場合は責任を負いかねます。また、品川区から申請先自治体へ申請書類を速達では発送していませんのでご注意ください。

(1) 申請先自治体へ転出予定がある方

	令和5年9月入園申請まで	令和5年10月入園申請から
申請先	品川区保育課入園相談担当	申請先自治体の保育を担当する部署
必要書類	①申請先自治体所定様式 ②品川区外認可保育園への入園申請に伴う確認事項（品川区所定様式）	申請先自治体所定様式
提出期限	申請先自治体が定める申請締切日の10日前	申請先自治体が定める申請締切日

※住民登録の異動後、転出先自治体の保育を担当する部署で改めて手続きが必要です。手続き内容については、転出先自治体へご確認ください。

(2) 申請先自治体へ転出予定がない方

申請先	品川区保育課入園相談担当
必要書類	①申請先自治体所定様式 ②品川区外認可保育園への入園申請に伴う確認事項（品川区書式）
提出期限	申請先自治体が定める申請締切日の10日前

※入園後、保育を必要とする要件の変更および退園等する際は、品川区にて手続きが必要です。

●品川区外から品川区の認可保育園等を利用申請する方への注意事項

各月の申請締切日時点で品川区外にお住まいの方については、下表のとおり申請を制限しています。

品川区への転入予定	クラス	4月～9月	10月～2月
あり	0～5歳児	申請可能	
なし ※	0～3歳児	申請不可	保護者のいずれかが品川区在勤の方に限り、申請可能
	4～5歳児	申請可能	

※転入予定がない方の求職活動を要件とする申請は受け付けていません。

必要書類は、「●令和5年4月以降の申請に必要な書類（P.22～P.23）」を必ずご確認ください（すべて品川区書式でご提出ください）。

●品川区外から品川区の認可保育園等を利用申請する方の手続き方法

(1) 品川区へ転入予定の方

	令和5年9月入園申請まで	令和5年10月入園申請から
申請先	現在お住まいの自治体の保育を担当する部署	品川区保育課入園相談担当
必要書類	品川区所定様式	品川区所定様式
提出期限	現在お住まいの自治体の保育を担当する部署へご確認ください。 (品川区の申請締切日必着です)	品川区が定める申請締切日

※品川区へ転入予定がある方の選考については、一部調整指数が適用されません。

詳細は、「別表4 保育所等利用調整基準（選考基準）」(P.64～67)をご確認ください。

※転入予定がある方として入園内定した場合、入園月の前月末日までに品川区への転入（住民登録の異動含む）および品川区保育課での手続きが必要です。

(2) 品川区へ転入予定のない方

申請先	現在お住まいの自治体の保育を担当する部署
必要書類	品川区所定様式
提出期限	現在お住まいの自治体の保育を担当する部署へご確認ください。 (品川区の申請締切日までに必要書類が品川区へ到着している必要があります。)

※転入予定がない方の選考については、優先順位を一番低いものとして取り扱います。

5 延長夜間保育について

勤務時間の都合で、基本開園時間（午前7時30分～午後6時30分）を超えて保育が必要な場合に、延長夜間保育を実施しています。 ※短時間認定の方はご利用できません。

(1) 延長夜間保育等実施園数（令和5年4月時点）		区立	私立	区立民営
早朝延長	午前7時～午前7時30分	—	13園	—
	午前7時15分～午前7時30分	—	1園	—
	午前7時20分～午前7時30分	—	1園	—
延長保育	午後6時30分～午後7時30分	全園で実施		
夜間保育	午後7時30分～午後8時	—	16園	—
	午後7時30分～午後8時30分	6園	62園	1園
	午後7時30分～午後9時	—	1園	—
	午後7時30分～午後9時30分	—	—	—
	午後7時30分～午後10時	6園	—	—

※実施園の詳細については、「別表7 認可保育園一覧」（P.72～75）をご確認ください。

～延長夜間保育の時間区分～



(2) 申請方法

原則として、入園（内定）後、利用日までに事前の利用登録が必要です。「時間外保育利用登録書」を記入し、保育園にご提出ください。園長との面談を行います。なお、申請時に提出された「勤務（内定）証明書」等で延長夜間保育を利用する理由や時間帯等が確認できない場合は、再度「勤務（内定）証明書」等をご提出いただく場合があります。また、利用登録は毎年度更新が必要です。

(3) 利用料金

延長夜間保育を利用する場合は、別途利用料を各保育園にてお支払いください。

※私立保育園およびぷりすくーる西五反田は利用方法や利用料が異なります。詳細は各保育園にお問い合わせください。

◇延長夜間保育利用料一覧（区立保育園、ひがしやつま保育園、ほうさん保育園、三ツ木保育園、八潮北保育園、八潮西保育園）

階層	1時間以内	1時間～2時間以内	2時間～3時間30分以内
A、B	200円	400円	700円
C、D1～D3	240円	480円	840円
D4～D12	320円	640円	1,120円
D13～D25	400円	800円	1,400円

※階層については、「別表5 保育園等保育料一覧」（P.68）を参照してください。

※標準時間認定の場合、月に園児1人につき10日以上利用した場合、11日目以降の延長夜間保育利用料は半額となります（短時間認定の場合、半額の適用はありません）。

※短時間認定の園児が基本開園時間内で8時間以上利用した場合の時間内延長保育利用料は、延長夜間保育利用料の1時間以内の額が、1時間あたりの額となります。

※お迎えが延長・夜間保育の時間帯にかかった場合は、事前の利用申請がなくとも利用料が発生します。

⑥ 区立保育園の大規模改修等と民営化（運營業務委託）について

区立保育園は昭和30～40年代に開設した保育園が多く、ほとんどの施設が開設当初の建物を適宜改修し使用している状況です。全ての区立保育園において耐震改修工事が完了しているほか、定期的な修繕や必要に応じた改修工事を実施しているため、現段階で施設内の安全性は確保されており、日常保育をするうえで支障はありませんが、今後、老朽化が進むにつれて大規模改修や改築を行う必要があります。保育園の園庭に仮設園舎の設置は難しいため、近隣の区有地に仮設園舎を建築、または既存施設を活用するなど、園舎の大規模改修・改築を行う計画です。

また、品川区では、民間活力を活用し、保育の質・量の維持・向上を目指すため、区立保育園の民営化（運營業務委託）を計画しており、現在で大規模改修および改築計画のある保育園、民営化計画のある保育園は以下のとおりとなります。保育園の利用申請をされる方は、本計画につきましてご理解、ご了承のうえ、申請してください。

◇大規模改修・改築の計画のある区立保育園

施設名	年 度						改修時の保育場所（仮設園の利用等）
	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	
一本橋保育園	改築						旧荏原第四中学校舎を仮園舎として使用 令和6年3月頃から、改築後の新園舎 （大井2-25-1）へ移転予定
大井保育園	改築						令和5年3月から、東大井公園内の仮設 園舎を使用
中原保育園		改築					令和5年7月頃から、旧第一日野小学校 に設置する仮設園舎を使用予定
東五反田保育園				改築			令和8年7月頃から、旧第一日野小学校 に設置する仮設園舎を使用予定

※大規模改修・改築時は仮園舎で保育します。

※各保育園等で実施した大規模改修等の説明会Q & Aは、品川区ホームページに掲載しています。

※上記施設以外にも、移転を伴わない改修工事を行う保育園があります。

※工事時期については、変更になる場合があります。

◇民営化（運營業務委託）予定園

施設名	開始年度	令和5年4月入園の場合の卒園年月						備 考
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
一本橋保育園	令和6年4月	令和11年 3月末	令和10年 3月末	令和9年 3月末	令和8年 3月末	令和7年 3月末	令和6年 3月末	※区全体で2園の民営化を検討しています。 ※民営化については、当初は 運營業務委託方式とします。 （区内では既の実施している 園があります）
大井保育園	令和7年4月		令和10年 3月末	令和9年 3月末	令和8年 3月末	令和7年 3月末	令和6年 3月末	

※三ツ木保育園は令和3年4月から民営化を実施しています。

※八潮北保育園は令和4年4月から民営化を実施しています。

※八潮西保育園は令和5年4月から民営化を実施しています。

■ 民営化前に卒園する児童

7 多様な保育サービス

●幼保一体施設

幼保一体施設とは、保育園と幼稚園を一体的に運営する施設です。保育と教育を一体的に行うことで、乳幼児教育の取組みを充実させています。

幼保一体施設には、「年齢区分型」と「並列型」の2種類があります。詳細は品川区ホームページおよび「品川区立幼稚園案内」をご確認ください。

年齢区分型

- ・二葉すこやか園（二葉つぼみ保育園・二葉幼稚園）
- ・御殿山すこやか園（五反田第二保育園・御殿山幼稚園）

区立幼稚園 4～5歳児クラス
区立保育園 0～3歳児クラス

特長

保育園は3歳児クラスまでです。
4歳児クラスに進級する際に希望すれば、併設の幼稚園に入園することができます。

※二葉つぼみ保育園（短時間保育室）は二葉幼稚園への優先入園はできません。

並列型

- ・のびっこ園台場（台場保育園・台場幼稚園）
- ・第一日野すこやか園（西五反田第二保育園・第一日野幼稚園）
- ・平塚すこやか園（荏原西第二保育園・平塚幼稚園）
- ・八潮すこやか園（八潮南保育園・八潮わかば幼稚園）

区立保育園 0～5歳児クラス	区立幼稚園 4～5歳児クラス
-------------------	-------------------

特長

保育園は5歳児クラスまであり、4・5歳児クラスは幼稚園と一体的に運用しています。

※併設の幼稚園への優先入園はできません。

ぷりすくーる西五反田

幼児教育施設 3～5歳児クラス
認可保育園 0～2歳児クラス

特長

ぷりすくーる西五反田の保育園部門は2歳児クラスまでとなり、3～5歳児クラスである幼児教育施設に入園するには別途、ぷりすくーる西五反田への申請が必要です。また、保育時間、保育料等の制度が保育園部門と異なりますので、ご了承のうえ申請してください。

詳細は、ぷりすくーる西五反田に直接、お問い合わせください。

●幼保一体施設の保育園を希望する方へ

各施設を見学するなど、必ず事前に内容を確認し、ご理解・ご納得のうえ申請してください。

なお、品川区立幼稚園は、品川区民であることが入園・在園の要件となります。

また、預かり保育は、保護者が就労している場合等、必要と認められる在園児を対象に実施しています。時間や料金、定員は幼稚園ごとに異なります。

●区立認定こども園（幼児教育部門）

一本橋・北品川第二・五反田・旗の台保育園の4園は、4・5歳児クラスに、保護者の就労を問わない短時間の受入れを行っています。なお、就労している場合は、基本保育時間を超えた預かり保育もを行っています。詳細は品川区ホームページおよび「品川区立認定こども園案内」をご確認ください。

(1) 実施園・定員

一本橋保育園、北品川第二保育園、五反田保育園、旗の台保育園（4・5歳児クラス各5名）

(2) 基本保育時間

月曜日から金曜日の午前9時から午後2時まで

※土・日・祝日、年末年始、夏休みなどの長期休業期間があります。

(3) 費用

区立認定こども園の保育料は無償です。

預かり保育を利用する場合は、別途利用料がかかります。

(4) 預かり保育

時間：午前7時30分から午後7時30分まで（基本保育時間を除く）

利用料：日額 750円（午前7時30分から午後6時30分まで）

日額1,150円（午前7時30分から午後7時30分まで）

※預かり保育の利用は、保護者の就労等が条件です。

無償化対象の方の利用料は以下のとおりです。

日額 300円（午前7時30分から午後6時30分まで）

日額 700円（午前7時30分から午後7時30分まで）

※無償となる利用料（減額分）の月額上限は最大11,300円までです。

※無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※私立認定こども園の預かり保育についての詳細は、各保育園に直接お問い合わせください。

●短時間就労対応型保育（短時間保育室）

主に、パート就労者や自営業等のご家庭で、短時間の保育を継続的に必要とするお子様を対象とした短時間就労対応型保育を実施しています。

(1) 実施園

伊藤保育園、荏原保育園、北品川第二保育園、二葉つぼみ保育園、南大井保育園

(2) 定 員

1～3歳児クラス 各保育園で10名

(3) 申請方法

「保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書」の希望園の第8希望までの中に、「伊藤（短時間）」、「荏原（短時間）」、「北品川第二（短時間）」、「二葉つぼみ（短時間）」、「南大井（短時間）」とご記入ください。

(4) 申請できる方の要件

次の①・②両方に該当する方

①保育認定において短時間認定を受けること（標準時間認定の方は申請できません）

②午前9時から午後5時の開園時間内の送迎が可能であること

(5) 保育時間

午前9時から午後5時のうち保育を必要とする時間（保育時間の延長は一切できません）

(6) 利用調整（入園選考）

「保育所等利用調整基準（選考基準）」等に基づき、利用者を決定します。

(7) その他

短時間保育室は**3歳児クラス**までです。4歳児クラス以降は他園への入園申請や幼稚園・認定こども園等への申請が必要となります。「**二葉つぼみ保育園（短時間保育室）**」は、**二葉幼稚園への優先入園はありません。**

●令和5年度定期利用保育事業

新規開設保育園などで4～5歳児クラスの受入枠に余裕がある保育園で、入園が不承諾となった1歳児クラス（令和3年4月2日から令和4年4月1日生まれ）のお子様をお預かりします。

※空きスペース利用型年間保育事業は入園不承諾となった1歳児～2歳児クラスのお子様を、ほうさん保育園・ひがしやつやま保育園（1歳児クラスのみ）にてお預かりします。また、令和6年度に対象クラス等を変更する場合があります。

申請方法や実施施設など詳細は、保育課入園相談担当へお問い合わせください。

8 育児休業明け入園予約制度

区内にお住まいで、産後休業に引き続きお子様が1歳になる誕生日の前日（もしくはそれ以降）まで、育児休業法等の法律に基づく育児休業を取得後、育児休業前と同様の勤務に復職をする保護者の方が、復職月からの入園をあらかじめ申請できる制度です。申請人数が受入予定数を超えた場合は、利用調整（入園選考）を行います。選考基準は、「保育所等利用調整基準（選考基準）」を準用します。ただし、調整指数の適用はありません。（減点項目は適用します。）

(1) 実施保育園

区立保育園等36園（幼保一体施設、一部の園は対象外です。）

(2) 申請締切日

お子様の出生月の翌月末日（最終開庁日）

(3) 申請方法

申請は、下記で受け付けしています。

①保育課入園相談担当

②郵送受付

窓口混雑緩和の観点から、利用申請の郵送受付を実施しています。

郵送の場合、簡易書留で保育課入園相談担当まで申請書類を送付してください。（申請締切日必着。FAX・メール不可。）

※簡易書留以外での郵送事故等、区で申請書類の到着が確認できない場合の責任は負いかねます。「(4) 必要書類」をご確認のうえ、書類の記入漏れや同封漏れがないよう申請書類を準備してください。

※不足書類がある場合や書類の内容に不備がある場合は、入園選考の対象外となりますのでご了承ください。

※入園予約については、オンライン受付をしておりません。

(4) 必要書類

①育休明け入園予約申請書（保育課の窓口および品川区ホームページから取得できます。区内認可保育園・郵送では配布しておりません）

②保育を必要とする状況を証明する書類（父母分）

例：勤務（内定）証明書（常勤・パート・内職等で働いている場合※）

※親族の経営する会社に勤務する場合も含む。

就労状況申告書および就労を証明する書類（自営業・経営者・役員等の場合）

必要に応じて、上記書類以外でも提出していただく場合があります。

「●令和5年4月以降の申請に必要な書類」(P.22～23) もご確認ください。

(5) 結果発表（令和5年4月2日から令和6年4月1日出生児）

入園を希望する年月によって、結果発表日が異なります。

【令和6年度0歳児クラス】

入園希望月	令和6年4～7月	令和6年8～11月	令和6年12月～令和7年3月
結果発表日	令和5年9月下旬	令和6年1月下旬	令和6年6月下旬

【令和7年度1歳児クラス】

入園希望月	令和7年4月～令和8年3月
結果発表日	令和6年6月下旬

通常の入園申請と育児休業明け入園予約制度の申請を同時に行うことはできますが、先の結果発表で内定した場合には、もう一方の申請が自動的に取下げになります。

例①： 令和5年9月出生。育児休業を令和6年9月まで取得して入園したいが、もしその入園が難しいなら、令和6年4月に育児休業を切り上げて入園を検討する場合。

⇒ 10月末までに「入園予約制度」で令和6年9月入園を申請し、さらに締切日までに令和6年4月入園も申請します。1月下旬に入園予約制度の結果が発表されますが、内定しなかった場合は、その後に4月入園の結果を発表します。

例②： 令和5年12月出生。育児休業を令和6年12月まで取得して入園したいが、入園が難しいと考え、令和6年4月に育児休業を切り上げて入園を検討する場合。

⇒ 締切日までに令和6年4月の入園も申請し、さらに令和6年1月までに「入園予約制度」で令和6年12月入園を申請します。先に令和6年4月の入園結果が発表されるので、内定した場合は、令和6年12月の入園予約の申請が自動的に取下げになります。

Ⅱ

地域型保育事業

1 地域型保育事業の種類

(1) 家庭的保育事業

2歳児クラスまでの児童を対象に、定員5名以下の少人数で家庭的な雰囲気のもと、きめ細やかな保育を実施する事業です。

(2) 小規模保育事業

2歳児クラスまでの児童を対象に、定員6～19名と比較的小規模な環境で、家庭的保育事業に近い雰囲気の中で保育を実施する事業です。

(3) 事業所内保育事業

事業所の保育施設などで、従業員のお子様と地域のお子様と一緒に保育する事業です。
※現在品川区では実施していません。

(4) 居宅訪問型保育事業

満1歳以上の児童を対象に、障害・疾病等で個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅にて1対1で保育を行う事業です。

2 家庭的保育事業、小規模保育事業

●申請から利用開始まで

(1) 「保育の必要性」の認定の申請・利用申請

認定の申請や申請方法、締切日および必要書類は認可保育園の申請と同様です。「●保育園等の利用の流れ」(P.18)や「●利用申請の方法」(P.19)、「●令和5年4月以降の申請に必要な書類」(P.22～23)等をご確認ください。

すでに認可保育園の利用申請をされていて、地域型保育事業も希望されたい場合は、「【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書」をご提出ください。

(2) 利用調整（入園選考）

希望者が受入可能数を超える場合には「保育所等利用調整基準（選考基準）」により利用者を決定します。

(3) 内定～利用開始

認可保育園の結果発表日と同日に、文書で通知します。その後、保護者の方が事業者と面談し、双方合意のもと保育委託契約を結びます。契約翌日から利用開始となります。

※3歳になった年度末（2歳児クラス）までのお預かりとなります。

※家庭的保育事業の利用を希望する場合は、短時間認定を受けることが必要です。標準時間認定の方は家庭的保育事業の申請はできません。

※保育園の運営上、特別支援児童（P.21参照）の保育ができない場合があります。

※給食は各施設で提供しています。提供方法は外部搬入のお弁当、連携施設からの搬入、自園調理等になります。詳細は、直接施設にお問い合わせください。

●基本開園時間

(1) 家庭的保育事業

午前8時から午後6時まで

(2) 小規模保育事業

午前7時30分から午後6時30分まで

※延長保育の実施の有無および延長保育料については、直接、各施設にお問い合わせください。

なお、家庭的保育事業は**短時間認定者（上記時間中8時間以内の利用）のみ**在園できる施設ですが、最大で10時間（別途料金発生）までの利用が可能です。



●保育料

認可保育園と同様、保護者の区市町村民税合計額に応じた保育料となります。ただし、経過措置として暫定的に標準時間認定（8時間超）においては上限25,000円、短時間認定（8時間以内）においては上限20,000円となります（「別表5 保育園等保育料一覧」（P.68）参照）。保育料は、直接施設へお支払いください。

※基本開園時間を超えて利用する場合には延長保育料がかかります。金額は、直接施設にご確認ください。

※短時間認定のお子様、基本開園時間内で8時間を超えて利用する場合は、**時間内延長保育料**がかかります（「●保育の必要時間について（P.16）」参照）。金額は、直接施設にお問い合わせください。

●家庭的保育事業 一覧

名称	所在地	連絡先	定員	対象クラス
内山 盛予※	西品川2丁目	3491-7359	5名	0～2歳児
林 とし子	南品川2丁目	6433-0701	5名	0～2歳児

※今後、親族内による事業承継を予定しています。詳細が決まり次第お知らせします。

●家庭的保育事業を利用する際の注意事項

家庭的保育事業者がやむをえず休園する場合は、代替保育として、区立保育園での一時保育を実施することがあります。その際、事業者と保育園の間で保護者の勤務状況やお子様の様子等、保育に必要な情報の共有をさせていただきます。なお、**一時保育の保育時間は午前7時30分から午後6時30分までの間で保育が必要な時間となりますのでご了承ください。**

※基本開園時間外の延長保育は行っていません。

●小規模保育事業 一覧

名 称	所 在 地	事業者名・連絡先	定 員※1	延長対応※2
ウィズブック保育園 大森海岸 ※3	南大井2-4-8	(株) アイ・エス・シー Tel. 050-1745-3800	15名	×
うみのくに保育園 なかのふ	戸越6-14-4	(株) 空のはね Tel. 6426-6516	19名	×
うみのくに保育園 ふどうまえ ※4	西五反田5-6-30	(株) 空のはね Tel. 6420-3220	12名	×
おうち保育園 おおいまち ※5	東大井6-11-9	NPO法人 フローレンス Tel. 3764-9223	12名	×
おうち保育園 ごたんだ ※5	東五反田2-16-2	NPO法人 フローレンス Tel. 6277-1563	12名	×
五反田せせらぎ保育園	西五反田2-18-3	幼児活動研究会 (株) Tel. 6420-0251	9名	×
こどもヶ丘保育園 大井町園	大井1-48-9	(株) チャイルドビジョン Tel. 6809-9951	12名	×
サニーチャイルド とごし	平塚 1-13-9-101	坂本産業 (株) Tel. 6426-1222	11名	×
サニーチャイルド にしおおい	二葉2-21-6	坂本産業 (株) Tel. 6327-0584	11名	×
しいのみ保育園	南品川2-15-14	(福) あざみ会 Tel. 6433-1604	16名	○
チャイルドマインダー 荇原中延	中延2-5-10	NPO法人 家庭的保育支援協会 Tel. 6426-6510	9名	×
ナーサリーおひさま	旗の台5-14-4	(有) ワイアンドエム Tel. 6421-5978	12名	×
はぐはぐキッズ荇原町	中延5-6-9	はぐはぐキッズ (株) Tel. 6314-6560	12名	×
はぐはぐキッズ西大井	西大井2-4-6	はぐはぐキッズ (株) Tel. 6417-1748	12名	×
保育ルームClover 西小山園 I・II ※6	小山6-8-13 1階	(株) グランドクロス Tel. 6426-7890	31名 (I:12名 II:19名)	○
星のおうち戸越銀座	平塚2-5-12	(株) 城南ナーサリー Tel. 6451-3520	12名	○
まちの保育園えばら	荇原4-8-11	(福) 幸福義会 Tel. 6426-4192	12名	○
めるへんキッズ戸越	豊町1-4-9	(株) めるへんキッズ Tel. 6426-7013	12名	×

※1 定員は、0～2歳児の定員となります。

※2 延長保育の利用料や対応時間、年齢等は、直接施設にお問い合わせください。

※3 入居建物の建替工事のため、令和9年3月まで仮設園舎での保育となります。

※4 令和6年4月1日に閉園（令和6年3月31日まで運営）する予定のため、新規入園児童の募集を停止しています。

※5 これらの施設については、保護者の方の同意のもと、おうち保育園ごたんだまたはおうち保育園おおいまちにて土曜日の共同保育を行う場合がございます。詳細は、直接施設にお問い合わせください。

※6 こちらの施設については内定後に I・II のいずれかに振分けを行います。

③ 連携施設について

家庭的保育事業・小規模保育事業は、保育内容の支援（園庭開放や合同保育の実施等）や3歳児クラス以降の受け皿等としての連携施設が確保されています。※1

各小規模保育事業等の連携施設については、下記をご参照ください（連携施設は変更する場合があります）。下記の小規模保育等に在園している児童が転園申請をする場合には、「認可保育園に在園している児童の転園申請」と同等に扱います。また、連携施設が複数ある場合は、必ずしも希望した連携施設に入園できるとは限りません。特定の連携施設に希望者が集中した場合は、「保育所等利用調整基準（選考基準）」で利用調整を行います。

なお、品川区外に転出後、継続して小規模保育等に通園している場合や、品川区外から転入予定なく申請し、内定後継続して品川区外より通園している場合は、3歳児クラス以降の受け皿としての連携施設の確保を行いません。

小規模保育等（0～2歳児クラス）	連携施設（予定）（3～5歳児クラス）
内山 盛予	ゆたか
林 とし子	東大井／北品川
ウィズブック保育園大森海岸	水神／大空と大地のな—さりい大森駅前園／ポピンズナーサリースクール勝島
うみのくに保育園なかのぶ	西中延／東中延／南ゆたか
うみのくに保育園ふどうまえ ※2	中原／宝
おうち保育園おおいまち	大井／東大井
おうち保育園ごたんだ	五反田／大崎ひまわり／Gakkenほいくえん 大崎
五反田せせらぎ保育園	東五反田／ベネッセ大崎広小路
こどもヶ丘保育園大井町園	一本橋／大井倉田／二葉／あいのもり
サニーチャイルドとごし	平塚／東戸越
サニーチャイルドにしおおい	伊藤／二葉つぼみ
しいのみ保育園	東品川／さくらさくみらい北品川／くりのき／太陽の子南品川／どんぐり
チャイルドマインダー荏原中延	中延／西中延
ナーサリーおひさま	西中延／旗の台／グローバルキッズ荏原町
はぐはぐキッズ荏原町	源氏前／富士見台／キッズタウンにしおおい
はぐはぐキッズ西大井	滝王子／西大井／グローバルキッズ西大井園
保育ルームClover 西小山園Ⅰ・Ⅱ	清水台／ウィズブック保育園荏原／ウィズブック保育園武蔵小山パルズ／ キッズガーデン品川洗足／こころしながわむさしこやま／さくらさくみらい武蔵小山
星のおうち戸越銀座	西五反田第二／ポピンズナーサリースクール西五反田
まちの保育園えばら	荏原西／西中延／とごしの杜
めるへんキッズ戸越	西品川／ゆたか

※1 例年9～10月頃に連携施設への進級にかかる選考を行います。

そのため、選考終了後に入園された2歳児クラスの児童につきましては、入園時点で空きのある連携施設について、進級の意向を確認のうえ手続きを行います。

※2 うみのくに保育園ふどうまえは令和6年4月1日に閉園（令和6年3月31日まで運営）する予定です。

4 居宅訪問型保育事業

●申請要件（資格）

- ①品川区在住の児童で、保育認定を受けていること
 - ②お子様の年齢が満1歳以上、就学前であること
 - ③集団保育が困難であると認められること
- ※③については、特別支援保育審査会において判断します。

●対象児童

肢体不自由児、重症心身障害児等

経管栄養、経鼻栄養、胃ろう、腸ろう、在宅酸素療法等の医療的ケアを必要とする障害児

疾病等で認可保育園等に入園できないお子様

事前審査において預かりが可能と判断された障害児

※気管切開をしていたり人工呼吸器を使用したりしている呼吸器系疾患のあるお子様については、まずは事業者までお問い合わせください。

●利用可能日・時間

利用可能時間：1日最大8時間

開園時間：午前8時から午後6時まで（月曜日から金曜日）

休園日：土曜日・日曜日・祝日・年末年始

※気管切開をしていたり人工呼吸器を使用したりしている呼吸器系疾患のあるお子様については、午前9時から午後6時まで（月曜日から金曜日）のうち、週12時間（3時間×週4日）程度となります。

●保育料

認可保育園保育料と同じ

●居宅訪問型保育事業 事業者

名称	事業者	連絡先
障害児訪問保育アニー	NPO法人フローレンス	6811-0907

※ご利用を希望する場合、面接等の事前審査が必要です。

詳細については保育課保育教育担当（特別支援）までご相談ください。

Ⅲ

保育園に在園されている方へ

1 保育園の預かり時間について

●開園時間と保育時間（お子様をお預かりする時間）

保育園の基本開園時間は月曜日から土曜日（祝日、年末年始は除く）の午前7時30分から午後6時30分までです。そのうち保育時間は、保育認定における「保育標準時間」（8時間超）と「保育短時間」（8時間以内）の区分と、保育を必要とする事由およびその内容により、個別に定めます。保育認定の時間区分は保育の必要時間を便宜的に8時間を目安として区分けしたものであり、**実際の保育時間は、各家庭の状況に応じて決まります**。就労の場合は、勤務時間+通勤時間が、お子様をお預かりする保育時間の基本となります。

なお、短時間認定のお子様の保育時間帯は、保育園により異なりますので、必ず「●短時間認定における保育時間について」（P.16）をご確認ください。

延長夜間保育についての詳細は、「⑤ 延長夜間保育について」（P.28）を参照してください。



●入園当初のお預かりについて

品川区では、入園した月の範囲内で一週間以内の慣らし保育を実施しております。詳細については入園内定後の面談で、保育園にご相談ください。

2 在園資格について

●入園後の家庭状況等の変更について

保育園入園後、ご家庭の状況に以下のような変更があった場合は、必ず保育園に「認定変更申請書兼 勤務に関する変更届（在園児用）」を提出してください。変更届は各保育園で配布しています。変更届以外にも書類提出が必要な場合があります。

認定内容・必要量が変更となる場合には、必ず前月20日までに、書面で届出をしてください。

なお、保育の認定内容・必要量については、保護者の就労等の要件により、世帯で決定しているため、兄弟姉妹2人以上在園している場合においても、兄弟姉妹それぞれで異なる認定内容・必要量で認定はしません。

- ①認定申請内容（認定区分・保育の必要性の事由・保育必要量等）が変更になったとき
- ②保護者の勤務先や勤務時間など、就労状況が変更したとき
- ③出産・育児に伴う休業を取得するとき
- ④住所や電話番号が変更したとき
- ⑤保護者が変更したとき
- ⑥世帯人員が増減したとき
- ⑦その他、家庭の状況が変更したとき

●在園資格の注意点

次の場合は、保育園の在園要件（資格）を満たしていないため、退園していただくこととなりますので、ご注意ください。

- ①求職中の理由で入園した方が、入園から2ヶ月以内に勤務を開始しない場合（保育園の基本開園時間内で月12日以上かつ1日あたり4時間以上目安の就労）。
- ②就労要件で入園した後、退職等により新しい勤務先が2ヶ月以内に決まらない場合。
- ③保育を必要とする事由がなくなった場合。
- ④2ヶ月を超えて通園しない場合。

年に一度、保育園の在園資格を確認するための必要書類を全世帯ご提出いただきます。
また、ご家庭の状況については、必要に応じて随時、保育課入園相談担当で調査を行う場合があります。

●産休・育休中の在園資格について

保護者の方が第2子以降の出産にあたる場合、出産月を挟んだ前後2ヶ月間（計5ヶ月間）については**出産要件として**、在園しているお子様をお預かりします。その後、法律に基づく育児休業を取得する場合は、育児休業対象のお子様満1歳の年度末まで、上のお子様の在園を認めます。上のお子様は翌年度で5歳児クラスになる場合には、卒園まで在園を認めます。

なお、育休中の保育時間は、原則として**午前9時から午後4時まで**となります。

※区外に転出後、引き続き品川区内保育園の在園を希望する場合には、**転出した年度の末日までの期間に限り**、育児休業中の在園を認めます。また、区外に転出後、育児休業を取得した場合には、**取得した年度の末日までの期間に限り**、育児休業中の在園を認めます。育児休業終了後、復職した場合でも、今の保育園に通い続けることはできません。

●退園する場合の手続き方法

転居や、家庭で保育が可能となったために退園される場合は、保育園に「退園届」を提出してください。「退園届」は、各保育園で配布しています。**品川区外に転出し、引き続き同じ保育園に通園を希望する場合も、「退園届」が必要です。**詳細は、下記「●区外転出後も通園を希望する場合」をご確認ください。

●区外転出後も通園を希望する場合

品川区外に転出し、引き続き同じ保育園に通園を希望する場合は、**必ず住民登録異動月中に**、下記①・②の手続きが必要となります。**手続きが遅れた場合は在園できない場合もありますので、ご注意ください。**

- ①通園されている保育園に「退園届」を提出する。（退園届の中に、「引き続き～保育園に通園する」という欄があるので、そちらにご記入ください）
- ②転出後、転出先自治体で品川区の保育園への継続通園の利用希望を申請する。（自治体によっては、利用希望を受付できない場合もあります。必要書類等も含め、転出先自治体に事前にご確認ください。）

③ 保育園での持ち物や食事等について

保育園によって内容が異なります。詳細は各保育園にお問い合わせください。

●区立保育園での持ち物や食事等について

(1) 入園の際の持ち物

入園後に用意する物、また用意する時期については、保育園によって内容が異なりますので、入園内定後に行う各保育園での面接時に詳しく説明があります。**全ての持ち物にお子様の名前を記入、または別布で縫い付けていただく必要があります。**

(2) シーツや布団について

午睡用布団や簡易ベッド、シーツ等をお貸しします。(保育園によって使用するものが異なります。) シーツ等は、指定された日に保護者の方に交換していただきます。おもしろ等でシーツが汚れてしまった場合は、ご家庭で洗濯をお願いします。

(3) 保育園での食事について

栄養のバランスを考えた給食(昼食・おやつ)を提供しています。その他に、1・2歳児クラスには、午前のおやつとして牛乳を提供しています。0歳児クラスは発達に応じた食事(離乳食)、ミルクを提供しています。

延長保育を利用する場合は、利用時間に応じて補食を、夜間保育を利用する場合は夕食を提供しています。

また、冷凍母乳の対応を行っています。ご希望の方は、入園内定後に行う各園での面接時にご相談ください。

0歳保育を実施していない保育園の給食は、離乳完了期食からの提供となります。

(4) 食物アレルギーのあるお子様の給食について

食物アレルギーのあるお子様に対して、医師の診断・指示に基づき、集団保育および集団給食において可能な範囲でアレルゲンを除去した給食を提供しています。

ただし、給食の範囲内で対応できない場合は、お弁当を持参していただくことがあります。

入園内定後、「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」(品川区立保育園)を提出していただき、面談を行い対応を決定いたします。保育園給食での食物アレルギー対応については、各保育園または保育課栄養指導係へご相談ください。

(5) 保育園での与薬について

医師からお子様に処方された薬は、医療機関または保護者の方が与えるものです。したがって、保育園ではお子様に与薬することはできません。

ただし、慢性の病気など特定のやむを得ない事情がある場合のみ、所定の手続きを行ったうえで、保育園職員が保護者の方に代わり与薬の協力をいたします。

IV 保育料について

保育園保育料の一覧表は、「別表5 保育園等保育料一覧」(P.68) をご参照ください。

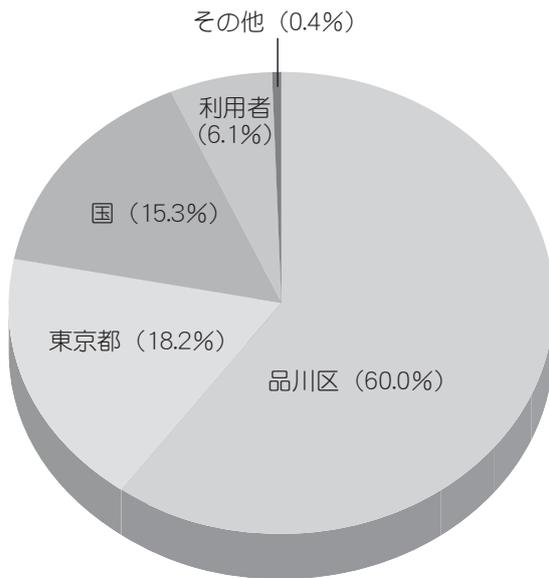
保育料は、保育園を運営するための重要な財源の一部となるものです。

品川区では、延長・夜間・休日保育等の保育サービスを全国に先がけ提供していますが、令和3年度において保護者の方が負担する保育料は保育園の運営経費の約6%となっています。

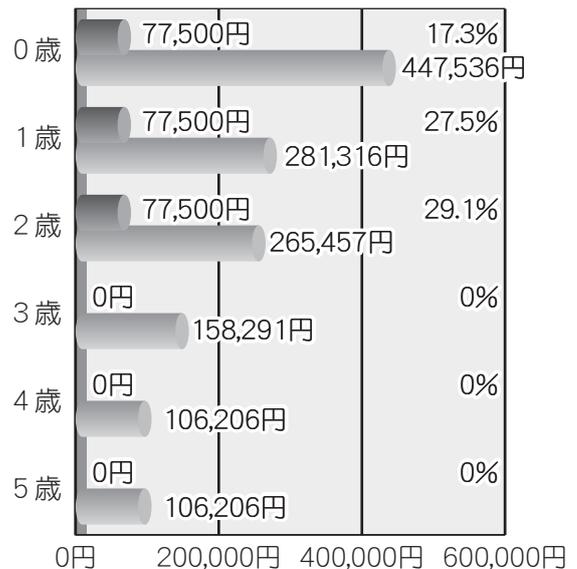
私立保育園の運営経費は保育料と国・都・区の負担金でまかなっており、国の定める運営経費の約1/4が区の負担となっています。また、区ではより充実した保育が必要と考え、国が定める運営経費の約1/2の経費を区独自に上乘せしています。

なお、公立保育園は国・都の負担金がなく、全額区が負担しています。さらに、保護者の負担を軽くするため、国が定める保育料の一部を負担し、実際の保育料は、現在国が定める保育料の約1/2となっています。

運営経費の負担内訳
(令和3年度)



令和3年度保育料(最高額)と
運営経費の比較



区 都 国 利用者 その他

保育料 運営経費

●保育料の算定方法

保育料は、お子様のクラス年齢や、保護者の区市町村民税合計額に基づき決定します。8月までは前年度分、9月以降は当年度分区市町村民税額に基づき決定します。

※父母ともに非課税で祖父母と同居している場合、祖父母の区民税額が合算対象になることがあります。

※海外収入がある場合は、海外収入を含めた所得で区民税額を再計算し、階層を決定します。

- ・保育認定の区分により保育料が異なります。品川区では、保育時間に応じた保育料負担という趣旨から、短時間認定の保育料は、標準時間認定の約80%程度としています。
- ・家庭的保育事業と小規模保育事業は、経過措置として暫定的に標準時間認定の保育料は上限25,000円、短時間認定の保育料は上限20,000円とします。

[参考] 認可保育園の標準時間認定保育料を100%とした場合の保育料比較

施設区分	標準時間認定	短時間認定
認可保育園	100%	80%
家庭的保育事業 小規模保育事業	80% (ただし、25,000円を超える場合は25,000円を上限とする。)	64% (ただし、20,000円を超える場合は20,000円を上限とする。)

●保育料の納付について

保育料の納付方法は、原則として金融機関からの口座振替になります。口座振替依頼書に、必要事項を記入・押印のうえ、口座振替先の金融機関にご提出ください。

口座振替先の金融機関に提出後、お客様控への写しを保育園または保育課入園相談担当にご提出ください。保育料は毎月末日の引落としになります。月末日が土・日・祝日・年末年始にあたる場合は、金融機関の翌営業日が引落日となります。引落日口座の変更が必要な場合は、各保育園で配布している口座振替依頼書で、再度手続きをお願いします。

※1日でも保育園に在籍している場合は、登園日数にかかわらず1ヶ月分の保育料がかかります。

※保育利用の内定を辞退される場合については、速やかに入園辞退届を提出してください。

※私立認定こども園および地域型保育事業は、保育園に直接納付してください。

●兄弟姉妹で保育園に入園する場合の保育料について（多子軽減適用）

生計を一にする2人以上のお子様がいる場合、最年長のお子様を第1子として、第2子以降の保育料は無償となります。

ただし、**在園児童の兄弟姉妹の住民登録が異なる世帯**は申請が必要ですので、以下の申請方法を確認のうえ、必要書類をご提出ください。

○申請方法

下記の書類を保育園または保育課入園相談担当までご提出ください。

- ①各保育園にある「保育園保育料多子減額申請書」
- ②別居しているお子様自身の住民票の写し（筆頭者記載のもの）
- ③扶養していることが確認できる書類（例：生活費・学資金等を振り込んだ内容が確認できるもの）

※その他、状況に応じて追加の書類をご提出いただく場合があります。

※入園後、在園児童の兄弟姉妹に住民登録の異動があった世帯は「認定変更申請書 兼 勤務に関する変更届（在園児用）」にて申請が必要です。

（保育料が大きく変更になる可能性がありますので、必ずご申請ください。）

●年収約360万円未満相当世帯の多子軽減について

- ①区市町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯は、第1子の保育料が半額となります。

※すでにひとり親の認定を受けている世帯は申請不要です。

- ②区市町村民税所得割額が77,101円未満世帯で、同一世帯内に、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる場合も、第1子の保育料が半額となります。

※保護者からの申請が必要です。保育園にある「保育料軽減申請書」を保育園または保育課入園相談担当までご提出ください。

●保育料の減額について

保育料の納付が困難な場合、**保護者からの申請に基づき**、減額基準に該当すれば減額の適用を受けられます（同一期間内における減額適用理由は1つです）。詳しくは保育課入園相談担当までお問い合わせください。

(1) 減額を希望する理由の例（理由は1つしか選択できません。）

- ①罹災等の理由により区民税額の納付が免除・猶予されたとき
- ②出生により、稼働能力のない世帯員が増加したとき
- ③その年の主たる稼働者が失業したとき（自己都合による退職は対象外）
- ④世帯の平均収入月額が前年の平均収入月額より著しく低下したとき（認定要件が妊娠・出産、育児休業の場合は対象外）

(2) 申請方法

「保育料減額申請書」および必要な書類を、保育園または保育課入園相談担当までご提出ください。

(3) 必要書類

減額を希望する理由によって異なります。詳細は保育課入園相談担当へお問い合わせください。

※審査の結果、減額が適用にならない場合、または減額が適用になっても保育料が変わらない場合があります。

※減額の適用は、原則、申請があった日の翌月からとなります。

※減額の適用期間は理由によって異なります。

●保育料の免除について

保育園に在園しているお子様が怪我や病気のため、やむを得ず長期にわたって登園できない場合、事前に診断書等をご提出いただき、2ヶ月以内に限り保育料を免除します。申請方法や必要書類については、保育園または保育課入園相談担当までお問い合わせください。

※保育料免除の適用は、申請があった日の翌月からになります。事後の申請はできませんので、早めにご連絡・ご相談ください。

※免除期間中に1日でも保育園に通園する場合は、免除の対象となりませんのでご注意ください。

※在園しているお子様本人の怪我や病気以外の家庭の事情（里帰り出産を含む）等の欠席の場合、この制度の適用はありません。

※免除期間を除き、2ヶ月を超えて通園しない場合は、退園となります。

●第2子保育料の無償化について

令和5年4月1日より、生計を一にする2人以上のお子様がいる場合、最年長のお子様を第1子として、第2子以降の保育料は無償となります。

なお、実費負担部分（行事費用など）、延長夜間保育利用料については、無償化の対象外となります。

●病児保育

保育園や幼稚園等に通園しているお子様が病気のため集団保育が困難で、保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合にお子様を一時的にお預かりします。詳細は、保育課施設運営担当へお問い合わせください。

(1) 実施機関

	実施機関	所在地	定員	事前登録	利用方法	連絡先
医療機関併設型	病児保育チャイルドサンタ (サンタハウスこどもクリニック)	小山3-1-2	8名	必要	電話で予約状況を確認し、 主治医 の診察を受け「病児保育医師連絡票」(品川区指定様式)を記入してもらい、利用当日に 実施医療機関 で診察を受けてからのご利用となります。	5725-8573
	病児保育室森のおうち (こどもの森クリニック)	上大崎3-3-1	7名			5798-4141
保育所併設型	病児保育室こころキッズケア (こころしながわえばら保育園)	中延2-6-4	6名		電話で予約状況を確認し、 登録医療機関 の診察を受け「病児保育医師連絡票」(品川区指定様式)を記入してもらい、利用当日に 登録医療機関 で診察を受けてからのご利用となります。	6421-6332

※お問い合わせは、午前8時30分から午後6時まででお願いします。

※保育や診療中等は、電話に出られない場合があります。

(2) 対象

生後6ヶ月から就学前まで

(3) 利用日

原則として1回の病気につき7日間以内で、医師が必要と判断した期間の月曜日から金曜日まで(土・日・祝日、年末年始は除く)

(4) 保育時間

午前8時30分から午後6時までのうち、保育を必要とする時間

(5) 費用

児童1人につき1日2,000円(区外在住者は、児童1人につき1日5,000円)

※ミルク・お弁当・おやつ等の食事を持参してください。

※一部のご家庭に対し、利用料の助成を実施しています。

※令和元年10月から幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、無償化の対象となる場合があります。

●病後児保育

区内在住で、保育園や幼稚園等に通園しているお子様が病気の回復期のため集団保育が困難で、保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に、お子様を一時的にお預かりします。
詳細は、保育課施設運営担当へお問い合わせください。

(1) 実施園

(区立) 清水台保育園、西大井保育園、西五反田保育園 (私立) どんぐり保育園

(2) 申請方法

実施園に電話で空き状況を確認し、主治医の診察を受け「病後児保育室医師連絡票」(品川区所定様式)を記入してもらい、利用する前日(休業日を除く)午後5時までに直接保育園に利用日時を予約してください。

(3) 利用日

医師連絡票の発行日から7日間以内で、医師が必要と判断した期間の月曜日から土曜日まで(祝日、年末年始は除く)

(4) 保育時間

午前7時30分から午後6時30分までのうち、保育を必要とする時間
※どんぐり保育園のみ午前8時30分から午後6時まで
※延長保育は行っていません。

(5) 費用

認可保育園の園児は無料です。(その他のお子様は1日2,000円)
※一部のご家庭に対し、利用料の助成を実施しています。
※令和元年10月から幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、無償化の対象となる場合があります。

●休日保育

区内在住で、休日(日曜・祝日)に保護者が就労のため保育できないお子様をお預かりします。保育園に在園していないお子様でも利用することができます。
詳細は、保育課施設運営担当へお問い合わせください。なお、(私立)そらのいろ保育園は申請方法・利用要件等が異なりますので、施設へ直接お問い合わせください(P.72~75)。

(1) 実施園

(区立) 品川保育園、中延保育園 (私立) そらのいろ保育園
※令和5年1月から、大井保育園改築工事に伴い、大井保育園で実施している休日保育は、(区立)品川保育園に変更しています。改築工事終了後の実施園については、再度ご案内します。

(2) 対象

満4ヶ月から就学前までの健康な児童

(3) 申請方法

所定の「勤務証明書」をご用意のうえ、利用希望日1ヶ月前から3日前(受付できない土日祝日は除く)までに「品川区電子申請サービス」内「【保育課】休日保育受付申請」より申請してください。詳細は「休日保育のご案内」をご確認ください。

(4) 保育時間

午前7時30分から午後6時30分までのうち、保育を必要とする時間
※延長保育は行っていません。

(5) 費用

児童1人につき1日2,000円（ただし、保育認定または、施設等利用認定を受けている方は、一部を除き無料です。）

●年末保育

区内在住で、年末に保護者が就労のため保育できないお子様をお預かりします。保育園に在園していないお子様でも利用することができます。

詳細は、保育課施設運営担当へお問い合わせください。

(1) 実施園、実施日、受付期間

詳細につきましては、11月中に品川区ホームページ、広報紙でご案内します。

(2) 対象

満4ヶ月から就学前までの健康な児童

(3) 申請方法

所定の「勤務証明書」をご用意のうえ、申請受付期間内に「品川区電子申請サービス」内「【保育課】年末保育受付申請」より申請してください。

(4) 保育時間

午前7時30分から午後6時30分までのうち、保育を必要とする時間
※延長保育は実施しておりません。

(5) 費用

児童1人につき1日2,000円

●一時保育

保護者が出産および疾病などのため、保育できないお子様を一時的にお預かりします。詳細は、「一時保育のしおり」をご確認ください。

(1) 実施園

(区立) 全園（区立民営）ひがしやつやま保育園、ほうさん保育園、三ツ木保育園、八潮北保育園、八潮西保育園

※各園の在園児童の状況により受入れ可能な範囲で実施しています。

また、年度ごとに申請要件によって選択できる園が変わります。詳細は「一時保育のしおり」をご確認ください。

(2) 定員

各園2名まで

※ほうさん保育園は10名まで

(3) 対 象

生後4ヶ月から就学前までの集団保育可能な児童

※0歳児保育を実施していない保育園は、1歳児クラス以降のお子様を利用できます。

(4) 申請方法

利用希望月の1ヶ月前の月初から、出産で利用する場合は出産予定月の3ヶ月前の月初から申請できます。

電子による申請は「品川区電子申請サービス」内「【保育課】一時保育利用申請」から、電話による申請は保育課入園相談担当にお問い合わせください。

ただし、電子申請サービスで申請された方から優先して利用調整をします。

詳細は、「一時保育のしおり」をご確認ください。

(5) 利用日

利用開始日から2ヶ月以内で、必要な日のみの利用となります。(日曜・祝日、年末年始は除く)

※要件によって利用可能期間が異なるため、詳細は、「一時保育のしおり」をご確認ください。

(6) 保育時間

午前7時30分から午後6時30分までのうち、保育を必要とする時間

※延長保育は実施しておりません。

(7) 利用料

児童1人につき1日2,000円

●オアシスルーム

区内在住で、在宅で子育てをする保護者が通院、買い物、リフレッシュなどをすませる間、一時的にお子様をお預かりします(※認可保育園等に通園しているお子様は利用できません)。

(1) 実施場所

*15名のうち3名は、行政手続き等でご来庁の場合に利用できます。

施設名	連絡先	定員	対象児童	実施日	時間	料金	利用回数			
荏原保健センター内オアシスルーム ※	3783-2101	12名	生後4ヶ月から就学前の集団保育が可能な児童	月～土曜日 (祝日、年末年始を除く)	午前8:30～ 午後5:30	1時間 につき 500円	年度60回 以内			
北品川第二保育園内オアシスルーム	5460-6065									
ものづくり創造センター内オアシスルーム	3776-7111									
平塚ゆうゆうプラザオアシスルーム	5751-7147									
戸越オアシスルーム	3787-7701									
伊藤児童センター内オアシスルーム	3771-7225	6名		生後4ヶ月から就学前の集団保育が可能な児童	月～土曜日 (祝日、年末年始を除く)			午前9:00～ 午後6:00	1時間 につき 500円	年度60回 以内
西中延児童センター内オアシスルーム	3783-2891									
小関児童センター内オアシスルーム	3449-8227									
北品川児童センター内オアシスルーム	3471-2363									
東五反田児童センター内オアシスルーム	3443-6101									
ぶりすくーる西五反田内オアシスルーム	5759-8061	15名*	生後4ヶ月から就学前の集団保育が可能な児童	月～金曜日 日曜日 (祝日、年末年始を除く)	午前8:30～ 午後5:30	1時間 につき 500円	年度60回 以内			
品川区役所第三庁舎内オアシスルーム	5742-3086									

※荏原保健センター内オアシスルームは、改修のため、令和5年7月頃(予定)から西五反田6-6-19へ仮移転します。

(2) 申請方法

各施設利用予定日の1ヶ月前の同日午前9時から前日午後3時までに申請してください。

※インターネット、コールセンターでの申請になります。

※初めてご利用になる場合は、各実施場所にて登録が必要です（登録は年度内有効です）。

1 施設で登録すれば全施設を利用することができます。

ただし、2施設目以降は、初回利用前までに該当施設で面談をしていただく必要があります。

※登録手続き終了後、インターネット予約用登録カードを交付します。

※ご登録の際は事前にお電話にてご予約ください。

※全実施場所で給食等の提供は行いませんので、必要な方はお弁当等をご持参ください（ぷりすくーる西五反田では、有料で食事等の提供があります）。

詳細は、保育支援課開設・計画担当へお問い合わせください。

●私立保育園等の一時預かり

私立保育園・私立認定こども園・地域型保育園事業・認証保育所の一部でも一時預かりを実施しています。

申請方法・利用料等の詳細は、直接施設にお問い合わせください。

●ベビーシッター一時預かり利用支援（未就学児だれでも子育てサポート）

区内在住の0歳児から5歳児を対象に、都の認定事業者かつ区の求める要件を満たすベビーシッターを利用した場合に、その利用料の一部を補助します。

施設の在籍有無は問わず、24時間365日、幅広い要件でご利用いただけます。

事業者との契約は直接事業者へ、補助金の申請は保育支援課開設・計画担当へお問い合わせください。

●子育て交流ルーム

NPO法人が、短時間の保育や一時お預かりをします。詳細は下記にお問い合わせください。

「品川宿おばちゃんち」 〒140-0001 品川区北品川2-19-6 Tel. 5463-6458

「昭和通りおばちゃんち」 〒142-0054 品川区西中延2-18-1 Tel. 5749-3212

●子育て体験事業

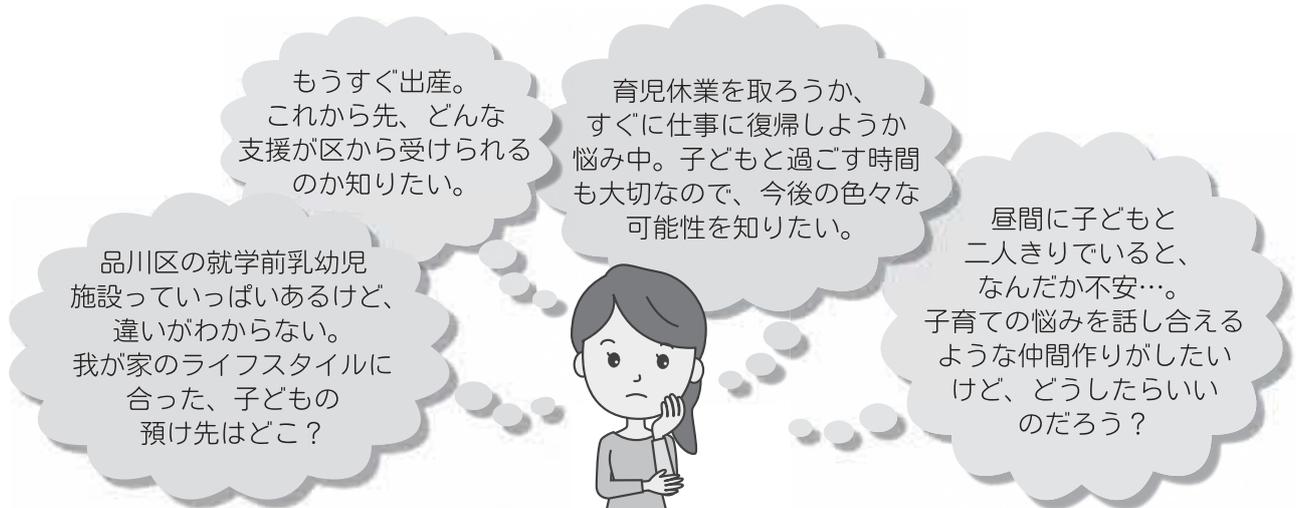
区内在住で保育園、幼稚園に通っていない就学前のお子様とその保護者・祖父母、または妊産婦等を対象に、区立保育園・区立幼稚園で随時実施する保育体験や子育て相談、園庭の開放を行います。また、季節の行事等にも参加いただけます。品川区のホームページまたは広報紙の毎月21日号で実施内容をご確認いただき、希望園へ申請してください。詳細は、実施園もしくは保育課施設運営担当へお問い合わせください。

●栄養相談

区内在住で、就学前の乳幼児を養育している保護者からの、お子様の食生活や栄養に関する相談を随時お受けしています。保育課栄養指導係へお問い合わせください。

●しながわっ子 子育てかんがるープラン

保育課の子育て相談員が、妊娠中の方から小学校就学前までのお子様の保護者を対象に、子育て相談を通し、子育て支援事業の紹介や情報提供を行い、就学前の子育てプランを作成するお手伝いをします。



子育てに不安を抱えている、子育てをしながら仲間作りをしたい、幼稚園や保育園のことを知りたい等のさまざまなご相談に応じながら、保護者の方と一緒に、それぞれの家庭の子育てを考えます。

(1) 場 所

品川区役所第二庁舎7階 保育課保育教育担当
相談は1組1時間程度です。電話やWebを利用したの相談も行っています。

(2) 申請方法

インターネットでの受付となります。「品川区電子申請サービス」にてご予約ください。(以下のQRコードから確認できます)
月曜日～金曜日 午前9時00分から午後5時00分まで



(3) 対 象

妊娠中の方から就学前までのお子様のいる保護者



●ポップンルーム

主に在宅で子育て中の親子を対象に、安全に安心して遊べる場の提供を行っています。

※就学前の乳幼児と保護者の方が対象です。

※予約は不要です(イベントによっては申込み(予約)制となります)。直接施設へお越しください。

施設名	連絡先	実施日	時 間	料金
荏原保健センター内ポップンルーム ※1	3783-2101	月～金(祝日、年末年始を除く)	午前10時～午後4時	無料
北品川第二保育園内ポップンルーム	5460-6065			
平塚ゆうゆうプラザポップンルーム	5751-7148	月～土(祝日、年末年始を除く)	午前9時～午後4時30分	
ぶりすくーる西五反田内ポップンルーム	5759-8061	月～土(施設の休日を除く)	※2午前9時30分～午後4時30分	

※1 荏原保健センター内ポップンルームは、改修のため、令和5年7月頃(予定)から西五反田6-6-19へ仮移転します。

※2 子育て相談は午前9時～午後6時

VI

認可外保育施設

認可外保育施設（認証保育所を含む）を利用する場合には、直接、保育施設に利用申請します。申請方法、保育内容、保育料等については、直接、保育施設にお問い合わせください。

1 認証保育所について

認証保育所とは、認可外保育施設のうち、東京都が定めた施設基準を満たした施設です。0～2歳児の乳児を中心としています。施設の運営には公費の助成があります。

●保育料の助成制度について

認証保育所に通う0～2歳児のお子様の保育料の一部を助成します。認可保育園の標準時間保育料（「別表5 保育園等保育料一覧」（P.68）参照）と、実際に各認証保育所に払っている基本保育料との差額を助成金額とします。ただし、認証保育所の基本保育料のうち助成金算定の対象となるのは66,000円までです。上限額66,000円を超えた分については助成対象とはなりません。このほかにも、助成を受けるためには一定の条件があります。詳細は、保育支援課開設・計画担当にお問い合わせください。

2 その他の認可外保育施設について

認証保育所以外の認可外保育施設は、開設にあたり東京都に届出が必要な施設・事業です。施設や事業の詳細は、東京都のホームページでご確認ください。

●保育料の助成制度について

品川区では、認可保育園、地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業）に入園できなかった児童が認可外保育施設（認証保育所を除く）を利用する場合に、保育料の一部が助成される制度があります。詳細は、保育支援課開設・計画担当にお問い合わせください。

(1) 認可外保育施設について

対象施設は、認可外保育施設のうち、ベビーホテル・その他施設（これらに準ずる施設として、区が特に認める施設を含む。また、企業主導型保育事業を除く。）で、東京都から認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設です。

助成月額は、0歳児は50,000円、1歳児は45,000円、2歳児は40,000円です。

(2) ベビーシッター利用支援事業（保育所等代替事業）

0～5歳児のお子様が保育施設の代替手段として東京都が認定するベビーシッター事業者を利用する場合、利用料の一部が負担軽減されます。負担軽減後の利用金額は、1時間当たり150円(税込)です〔保育認定区分により、それぞれ月220時間(標準認定)、月160時間(短時間認定)の上限あり〕。

前ページ（1）・（2）の助成対象の方は、保育の必要性の認定を受け、認可保育園、地域型保育事業の入園申請をしたが、不承諾となった児童の保護者です。

このほかにも、助成を受けるためには一定の条件があります。詳細は、保育支援課開設・計画担当にお問い合わせください。

なお、認証保育所、認可外保育施設を利用する場合、保育の必要性が認められる要件を満たせば、幼児教育の無償化に伴う給付（0～2歳児（非課税世帯のみ）＝42,000円、3～5歳児＝37,000円）を受けられます。

●企業主導型保育事業について

企業主導型保育事業とは、多様な就労形態に対応するために、国からの運営費助成等を活用して一般事業主等が設置する認可外保育施設です。

区内施設の中で、地域枠（従業員以外の利用が可能な枠）のある施設は、下記のとおりです。

	企業主導型保育事業	所在地	設置者	連絡先
1	Ange Garden Nursery & School 荏原園	荏原4-7-3	(特非) 世界の文化交流協会	5751-7166
2	kidsroom にっしー西品川園	西品川2-18-11 2階	三輝(株)	6421-7166
3	KBC ほいくえん大井町	二葉1-8-20	(株) 東急キッズベースキャンプ	6426-1315
4	けめともの家・キッズ西大井	西大井2-4-14	(株) ケアメイト	6303-8085
5	とごきしゅコスモ保育園	平塚2-11-1 1階	(株) コスモズ	3788-1414
6	ともともらんど	東品川2-3-10 1階	(株) もりとも	6433-9137
7	ニチイキッズ目黒駅前保育園	上大崎4-4-2	(株) ニチイ学館	5436-6335
8	ネスインターナショナルスクール五反田校	西五反田7-10-4 1階	ネスグローバル(株)	6908-9076
9	パール保育園	豊町6-24-1	(株) ジュエリーパウレット	6426-2823
10	保育所ちびっこランド大井町駅前園	大井4-10-3 1階	(同) 未来キッズ	6429-7300
11	まほうの保育園東大井	東大井4-7-9 1階	(株) HIROLINE	3471-7731

※地域枠の数や申請方法等、各施設の詳細については、直接上記連絡先にお問い合わせください。

※企業主導型保育事業は、国からの運営費助成を受けており、あらかじめ保護者の負担軽減が図られているため、保育料の助成制度の対象外です。

※企業主導型保育事業の施設や事業内容等は、随時変更する場合があります。

③ 品川区内認証保育所一覧

	認証保育所	所在地	連絡先
1	うみのくに保育園とごし	戸越1-19-18 エスト戸越2F	6426-2692
2	こぐま保育園	旗の台2-7-17	3783-0880
3	さくら大崎保育園	大崎2-9-4 大崎ウエストシティタワーズ貢献施設棟	5745-5500
4	鮫洲かがやき保育園	東大井1-9-27 ミサワホームズ東大井1階	3450-8400
5	しながわがくどうえん	戸越1-21-14	3781-4871
6	小学館アカデミーアトレ大井町保育園	大井1-1-1 アトレ2 3階	5718-3301
7	小学館アカデミーおおさき駅前保育園	大崎1-2-3 アートヴィレッジ大崎ビュータワー1階	5719-5595
8	小学館アカデミーむさしこやま保育園	小山3-27-5 武蔵小山創業支援センター2階・3階	5749-3755
9	太陽の子 東五反田保育園	東五反田1-6-3 いちご東五反田ビル1階	6721-9863
10	たんぼぼ保育所東大井園	東大井2-12-19 MK ビル2階	3765-2511
11	TK チルドレンズファーム東大井校	東大井3-18-13 PRIME NEXUS 立会川3階	5969-8992
12	パレット保育園・不動前	西五反田5-12-1	5719-1149
13	東大井かがやき保育園	東大井2-13-13 季美東大井2階	3298-0303
14	ひよこの家保育園	大崎4-6-3 ファミネス・ハイツ第2	5437-5536
15	BunBu 学院Jr 戸越園	戸越5-4-3 アズ品川202	6451-3655
16	ポピズナーサリースクール東五反田	東五反田2-10-1 パークタワーグランスカイ2階	5475-2110
17	ポピズナーサリースクール東品川	東品川4-12-12	5796-2103
18	めだか保育園	東大井3-22-2	3761-3477
19	ユニバース・ナーサリー大森	南大井6-28-10 新木ビル2階	6423-0756
20	ゆらりん東品川保育園	東品川3-7-10 ATG Park 東品川1階	6433-2822
21	ルーチェ保育園南品川	南品川2-4-7 アサミビル1階	5460-5420

※ルーチェ保育園南品川は、令和6年4月に認可保育園に移行する計画があります。

※たんぼぼ保育所東大井園は、令和6年4月に認可保育園に移行する計画があります。

【参 考】

- ・全国保育サービス協会 Tel. 5363-7455 <http://www.acsa.jp/html/joining/>
- ・東京都のホームページから「認可外保育施設」の情報を取得することができます。
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/index.html>

認可外保育施設への申請を検討される方は、必ず施設の見学等により保育内容をご確認ください。

VII

よくあるご質問

保育園について

Q 1 認可保育園と認証保育所はどう違いますか？

A 認可保育園は、国（厚生労働省）が定めた設置基準（児童1人あたりの面積や、保育士の職員数など）を満たしている、認可を受けた保育園のことです。

認証保育所とは、認可外保育施設のうち東京都が独自に定めた設置基準を満たし、認証を受けた保育園のことです。認可保育園の保育料は世帯の区民税額によって決まりますが、認証保育所の保育料は、年齢や利用時間によって施設ごとに定めています。

P.14・52～54 参照

Q 2 認可保育園の中でも区立と私立、区立民営はどう違いますか？

A 区立保育園は区が設置し、区採用の保育士が保育をしています。

私立保育園は、社会福祉法人や民間事業所、個人が運営する保育園です。

区立民営保育園は、施設自体は区が設置していますが、運営は民間事業所に委託している保育園です。三者ともに、国から認可を受けているため、基本的な保育内容や基本保育料に違いはありません。ただし、ぷりすくーる西五反田や私立保育園は、延長夜間保育利用料が区立保育園と異なるので、詳細は直接保育園にお問い合わせください（ひがしやつやま保育園・ほうさん保育園・三ツ木保育園・八潮北保育園・八潮西保育園は区立保育園と同額になります）。

P.29・72～75 参照

Q 3 認定こども園ってなんですか？認可保育園とどう違いますか？

A 区立認定こども園は、4・5歳児クラスに、保護者の就労を問わない短時間の受入れ（幼児教育部門）を行っている保育園です。

幼児教育部門とは別に、保育部門も0～5歳児クラスまでであるため、保育部門に通う方については、他の認可保育園と大きな違いはありません（詳細は品川区ホームページおよび「品川区立認定こども園案内」をご確認ください）。

私立認定こども園も、短時間の受入れを行っています。詳細は、各保育園に直接お問い合わせください。

P.31 参照

Q 4 保育園の見学はできますか？

A できます。直接保育園に連絡をして、見学日・時間を保育園と相談してください。なお、場合によっては、すぐにご案内できないこともあります。

認可施設の申請について

Q5 申請は地域センターでできますか？

A 地域センターでの申請は受付しておりません。保育課の窓口に、直接ご持参ください。郵送・オンラインでの申請方法は「○令和5年5月以降の認可保育園の申請について」(P.1~2)、「●利用申請の方法」(P.19)をご確認ください。

P.1~2・19 参照

Q6 入園相談の予約は必要ですか？

A 予約は必要ありません。
品川区役所第二庁舎7階の保育課の窓口で受付しています。ただし、11月を除き、一部予約専用の窓口も設けており、品川区のホームページから予約できます。



なお、区の子育て支援事業の紹介や情報提供、子育ての相談を行いながら、保護者の方と一緒にご家庭の子育てを考える「子育てかんがるープラン」もあります。こちらのご利用の際は、事前にインターネットでの申請が必要です。

保育園・区立幼稚園の入園相談については、かんがるープランではなく、直接保育課入園相談担当へご相談ください。

P.51 参照

Q7 認可保育園と認可外保育施設（認証保育所含む）は、併願できますか？

A できます。認可外保育施設は直接各保育園に申請してください。両方に内定が決まった場合は、いずれかの保育園をお選びください（両方に在園はできません）。

Q8 認可保育園だけでなく、家庭的・小規模保育事業も申請したいのですが、どのようにすればいいですか？

A 「保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書」の希望園の中に、認可保育園と家庭的・小規模保育事業を希望順に記入してください。

P.35~37 参照

Q9 ホームページに掲載されている入園可能数が0となっても、申請はできますか？

A 申請できます。退園などの理由で急遽空きができる場合もあるので、空きの有無に関わらず通える範囲でお選びいただき、入園したい順番に第1希望の保育園からご記入ください。なお、ホームページ掲載以降の最新の入園可能数については、お答えしておりません。

Q10 育児休業中に申請はできますか？

A 申請できます。ただし、入園が決まった場合は、入園月中に就労を伴う復職をする必要があります。

P.20 参照

Q 11 「保育標準時間」で認定された場合に、家庭的保育事業や短時間保育室の申請はできますか？

A 申請できません。両施設とも、申請する場合には短時間認定に変更したうえで、申請をしてください。なお、家庭的保育事業の開園時間は午前8時から午後6時まで（8時間以上の保育に関して別途料金発生）、短時間保育室は午前9時から午後5時までとなります。

P.32・35～37 参照

Q 12 品川区に転入予定がある場合に、転入前から申請できますか？

A 転入予定日の翌月以降の入園から申請ができます。必要書類は別途「●令和5年4月以降の申請に必要な書類」（P.22～23）をご確認ください。品川区では、令和5年10月入園申請分より転出・転入を伴う入園申請手続きに関する運用を変更します。詳細は、P.26～27をご確認ください。

P.22～23・26～27 参照

Q 13 1歳児クラスからの保育園は、1歳になったら申請できますか？

A 1歳児園は、満1歳になって初めて迎える4月入園から申請できます。満1歳になってただちに申請できるわけではありません。

P.14・72～75 参照

Q 14 子どもに疾病や障害がある場合、入園できますか？

A 申請書の「児童の健康状況」欄にその旨を記入して、「心身状況報告書」(主治医作成) や「児童調査書」(保護者作成) など、お子様の状況がわかる書類も添えてご提出ください。お子様を安全にお預かりするために、記入漏れのないよう、お願いします。入園の対象は、集団保育が可能なお子様に限ります。「集団保育が困難」と判断された場合は、入園対象外となります。なお、後日面接を行う場合もあります。

家庭的保育事業・小規模保育事業については、運営上、保育できない場合があります。

P.21 参照

Q 15 申請後に希望園の変更はできますか？

A 変更できます。申請締切日までに、「【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書」をご提出ください（郵送・FAX可）。電話受付はしていません。

P.25 参照

Q 16 申請後に就労内容などの状況が変更した場合、連絡の必要はありますか？

A 「【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書」や変更書類（勤務証明書など）を締切日までにご提出ください。なお、入園内定後に申請時と内容が変更されていた事実が判明した場合、内定を取り消す場合があるのでご注意ください。提出書類がご不明な場合は、保育課入園相談担当までご連絡ください。

P.25 参照

Q17 入園できなかった場合は、毎月申請が必要ですか？

A 令和5年4月の入園を申請した場合、その申請は、原則として令和6年2月入園まで有効です（申請時に申請初月以降も申請を希望した場合に限る）。ただし、勤務証明書等は必要に応じ、再提出をお願いする場合があります。**令和6年4月の入園希望をする場合は別途申請が必要です。**

《例》令和5年4月から令和6年2月入園を申請するも、不承諾の場合

⇒ 令和6年2月入園まで、申請は有効となります。

⇒ 令和6年4月入園以降の申請が、再度必要となります。

P.25 参照

Q18 3月に入園することはできますか？

A 3月入園は4月入園スケジュールの都合上、審査を行っておりません（育児休業明け入園予約制度を除く）。

Q19 転園の申請をし、内定が出た場合、内定の辞退はできますか？

A 元の保育園に残ることはできません（次に入園する方が決まっているため）。したがって転園内定を辞退すると退園になります。ただし、締切日までに「【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書」のご提出があれば、転園申請を取り下げることができます（郵送・FAX可）。

P.20 参照

認可施設の利用調整（入園選考）について

Q20 利用調整はどのように行っていますか？

A 提出していただいた書類をもとに、基本指数・調整指数をつけ、合計指数が高い順に利用者を決めています。同一指数の場合は、基本指数の高い順、基本指数も並んだ場合は、階層（区市町村住民税所得割額）の低い順に決定しています。

P.64～67 参照

Q21 勤務時間や日数が同じなら、正社員の方が入園選考で優先されますか？

A 雇用形態は利用調整に影響しません。

Q22 入園は先着順ですか？相談回数や嘆願書は考慮されますか？

A 先着順ではありません。締切日までに申請のあった世帯から、保育の必要性に応じて優先度を決定します。相談回数および嘆願書は利用調整に影響しません。

P.64～67 参照

Q 23 希望順位や希望園の数は選考に影響しますか？

A 希望園は通える範囲で、通いたい順番にご記入ください。希望していない保育園に利用決定は出されません。また、利用調整は保育の必要性に応じて行うため、希望順位によって利用調整に有利・不利はありません。

ただし、複数の保育園に内定が出る指数の場合は、その中で最上位の希望園に内定が出されます。

P.20 参照

Q 24 自分の指数は何点ですか？

A 利用調整基準（選考基準）の不明点については回答できますが、指数は選考会で決定するため、結果発表日前に窓口や電話等で指数をお伝えすることはできません。事前にお伝えできるのは、あくまで一般的な指数の案内となりますので、ご了承ください。

入園内定後について

Q 25 現在育児休業中です。保育園に入園が決まったら、いつまでに復職しなければいけませんか？

A 入園月中の復職および保育園の利用が必要です。
※年次有給休暇等、実際に就労を伴わない復職は認められません。

Q 26 慣らし保育は実施していますか？

A 品川区では保護者の希望がある場合、入園した月の範囲内で一週間以内の慣らし保育を実施しています。詳細については入園内定後の面談で、保育園にご相談ください。

Q 27 内定を辞退するには、いつまでに手続きが必要ですか？

A 他の方の入所の機会を奪うこととなりますので速やかに「入園辞退届」を提出してください。「入園辞退届」が利用開始月以降に提出された場合は、登園の有無に関わらず、その月分まで保育料がかかります。

P.20 参照



参 考 資 料

別表1：就労要件における指数認定の考え方

別表2：育児短時間勤務等における指数認定の考え方

別表3：保育園入園申請スケジュール

別表4：保育所等利用調整基準（選考基準）

別表5：保育園等保育料一覧

別表6：保育園の所在地

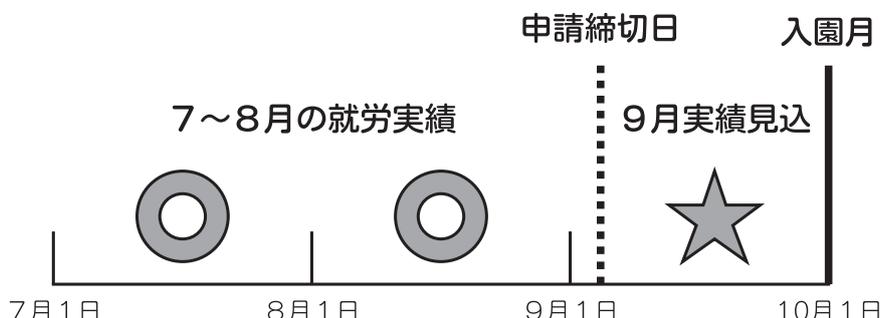
別表7：認可保育園一覧



別表1 就労要件における指数認定の考え方

例) 10月入園申請における就労での指数認定

入園月までの直近3ヶ月の勤務状況(※)



※直近3ヶ月の勤務状況とは、勤務（内定）証明書または就労状況申告書のNo11に記載された就労実績のほか、入園月までの雇用契約上（申告上）の実績の見込みを含みます。（見込みについては、証明書（申告書）上の特段の記載は不要です。）

No11に記載された就労実績のみにより指数認定を行うのではなく、契約（申告）どおりの状況が入園月まで継続するものとして、指数認定を行います。

◎減点項目について

- ・就職し、7月中に勤務開始予定
⇒勤務開始から入園月前月までの期間が3ヶ月（7月、8月、9月）のため、3ヶ月就労が継続しているとみなし、調整指数番号19の減点項目の対象外となります。
- ・就職し、8月中に勤務開始予定
⇒勤務開始から入園月前月までの期間が2ヶ月のみ（8月、9月）のため、3ヶ月就労が継続しているとみなさず、調整指数番号19の減点項目の対象となります。

◎その他注意事項について

- ・指数認定については、雇用契約上（申告上）の勤務日数、時間が上限となります。
- ・複数の勤務先がある場合については、合算して指数認定を行います。（複数の勤務先の勤務証明書を提出されない場合、提出された書類のみで審査します。）また、入園月に就労継続予定のない勤務先については考慮しません。
- ・新型コロナウイルスの影響、妊娠に伴う体調不良または児童の看護等の理由で、雇用契約（申告）よりも勤務日数、時間が少ない場合は、その期間を除き、指数認定を行います。
- ・育児休業法等が適用される休職は、原則として休職前の勤務状況をもとに指数認定を行います。育児休業を取得している会社に復職せずに転職する場合は、原則として就労内定として指数認定を行います。
- ・自営業・経営者・役員等の場合、前年分の確定申告書の写し等の就労実態を証明する書類の提出がない場合、原則として就労内定として指数認定を行います。

別表2 育児短時間勤務等における指数認定の考え方

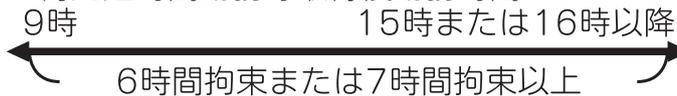
育児短時間勤務等は、1日2時間以内（もしくは拘束時間6時間を満たす）の取得であれば、本来の勤務実績で指数認定を行います。

ただし、勤務日数が減る場合は、短縮後の日数で指数認定を行います。

《雇用契約時間》



《育児短時間勤務等取得後勤務時間》



1日2時間以内（もしくは拘束時間6時間を満たす）の取得であるため、契約時間を上限として指数認定。

例①) 契約状況が20日/月、9時間/日で、時短を1日4時間取得する場合

⇒基本指数については20日/月、5時間/日のため「16」

《雇用契約時間》



《育児短時間勤務等取得後勤務時間》



時短の取得時間は2時間を超え、拘束時間も6時間を満たさないため、短縮後の日数・時間数で指数認定。

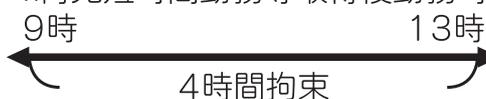
例②) 契約状況が20日/月、6時間/日で、時短を1日2時間取得する場合

⇒基本指数については20日/月、6時間/日のため「18」

《雇用契約時間》



《育児短時間勤務等取得後勤務時間》



本来の契約時間が6時間だが、時短の取得時間は2時間以内のため、雇用契約上の日数・時間数で指数認定。

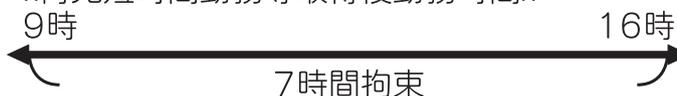
例③) 契約状況が20日/月、9時間/日で、時短を16日/月、1日2時間取得する場合

⇒基本指数については16日/月、9時間/日のため「18」

《雇用契約時間》



《育児短時間勤務等取得後勤務時間》



勤務日数が減る短縮を行っているが、時短の取得時間は2時間以内のため、短縮後の日数・雇用契約上の時間数で指数認定。

別表3 保育園入園申請スケジュール

令和5年度入園選考予定

	入 園 月	締 切 日	結果発表日
令和5年	5 月	4 月 4 日 (火)	4 月 21 日 (金)
	6 月	5 月 2 日 (火)	5 月 23 日 (火)
	7 月	6 月 5 日 (月)	6 月 23 日 (金)
	8 月	7 月 4 日 (火)	7 月 21 日 (金)
	9 月	8 月 3 日 (木)	8 月 23 日 (水)
	10 月	9 月 5 日 (火)	9 月 22 日 (金)
	11 月	10 月 4 日 (水)	10 月 23 日 (月)
	12 月	11 月 6 日 (月)	11 月 24 日 (金)
令和6年	1 月	11 月 13 日 (月)	12 月 7 日 (木)
	2 月	11 月 13 日 (月)	12 月 21 日 (木)

令和6年度入園選考予定

	入 園 月	締 切 日	結果発表日
令和6年	4月1次	11 月 24 日 (金)	2 月 2 日 (金)
	4月2次	2 月 13 日 (火)	3 月 8 日 (金)

【注意事項】

- ・申請は2月入園審査まで有効となります。(申請の取下げを希望した場合を除く)
- ・4月入園を希望する場合は別途申請が必要です。
- ・日程は、都合により変更する場合がございます。
- ・3月入園は4月入園スケジュールの都合上、審査を行っておりません。
- ・申請書のFAXでの受付は行っておりません。
- ・他の自治体の保育園を希望する場合は、申請締切日などが異なります。
事前に自治体の担当係へ確認してください。
- ・2月入園および4月1次入園のみ出生前の申請が可能です。
詳細は「●出生前申請について」(P.19)をご確認ください。
- ・利用調整結果は文書で通知します。結果通知は結果発表日に到着予定です。
- ・保育所等利用不可通知書は最初に申請を行った入園月以外は発送しておりません。発送を希望する場合は保育課入園相談担当へお問い合わせください。
- ・年度途中新規開設園の申請スケジュールは通常と異なります。

別表4 保育所等利用調整基準（選考基準）

基本指数

基本指数は保護者（父母）それぞれの状況に基づいて認定し、合算します。

同一指数の場合の優先順位は、①基本指数の高いもの ②階層（住民税額については100円単位まで算定）
必要書類が未提出の場合、申請締切日までにご提出のある書類で保育認定・利用調整（入園選考）を行います

番号	保護者の状況	細目		指数
1	就労（外勤・自営） 勤務1ヶ月以上	月20日以上	週40時間以上の就労が常態	20
			週35時間以上の就労が常態	19
			週30時間以上の就労が常態	18
			週20時間以上の就労が常態	14
		月18日以上	週35時間以上の就労が常態	19
			週30時間以上の就労が常態	18
		月16日以上	週30時間以上の就労が常態	18
			週24時間以上の就労が常態	16
			週20時間以上の就労が常態	14
			週16時間以上の就労が常態	12
		月14日以上	週16時間以上の就労が常態	12
		月12日以上	週24時間以上の就労が常態	16
			週16時間以上の就労が常態	12
週12時間以上の就労が常態	10			
上記のほか、勤務の態様から保育できないと認められる場合				8
2	妊娠・出産	出産前後の休養のため保育にあたることができない場合		8
3	疾病・負傷	入院	約3ヶ月程度の入院、もしくは入院が決定された場合	20
		自宅療養	重度の疾病または負傷により、保育が不可能な状態	20
			疾病または負傷により、安静を要するため、保育が困難な状態	18
			疾病または負傷により、保育が困難な状態	14
			疾病または負傷により、保育に一部支援を要する状態	12
		疾病または負傷があるも、保育が可能な状態	8	
	心身障害	身体障害者手帳1・2級、精神障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度		20
		身体障害者手帳3級、精神障害者手帳3級、愛の手帳4度		16
		身体障害者手帳4級		12
		身体障害者手帳5級以下		8
4	介護・看護 （病院施設等への 付添も含む）	常時観察 全面的身体介護		17～20
		日常生活動作の一部介助		10～16
		上記以外の介護・看護をしている場合		8
5	災害	災害による家屋の損傷、その他災害復旧のため、保育にあたることができない場合		20
6	就労内定 （起業準備）	月20日、週40時間以上の就労が内定している場合		12
		上記以外の就労が内定している場合		8
	求職活動	求職活動中		4
7	就学	就学・技能習得のため、保育にあたることができない場合		8～20
8	不存在	死別・離別・行方不明・拘禁等		20
9	その他	前各号に掲げるもののほか、明らかに保育にあたることができないと認められる場合（児童虐待・配偶者からの暴力を含む）		8～20

●令和5年4月以降の申請に必要な書類についてはP.22～23を必ずご確認ください。

の低いもの ③同居の祖父母のいないもの ④区内在住年数の長いものとします。
 すので、ご了承ください。

注 意 事 項

- ・外勤・自営は、勤務開始から希望する入園月までの直近3ヶ月の勤務状況（※）により指数認定を行います。
 ※直近3ヶ月の勤務状況とは、勤務（内定）証明書または就労状況申告書のNo11に記載された就労実績のほか、入園月までの雇用契約上（申告上）の実績の見込みを含みます。（見込みについては、証明書（申告書）上の特段の記載は不要です。）
 No11に記載された就労実績のみにより指数認定を行うのではなく、契約（申告）どおりの状況が入園月まで継続するものとして、指数認定を行います。
- ・指数認定については、雇用契約上（申告上）の勤務日数、時間が上限となります。
- ・複数の勤務先がある場合については、合算して指数認定を行います。（複数の勤務先の勤務証明書を提出されない場合、提出された書類のみで審査します。）また、入園月に就労継続予定のない勤務先については考慮しません。
- ・新型コロナウイルスの影響、妊娠に伴う体調不良または児童の看護等の理由で、雇用契約（申告）よりも勤務日数、時間が少ない場合は、その期間を除き、指数認定を行います。
- ・育児休業法等が適用される休職は、原則として休職前の勤務状況をもとに指数認定を行います。育児休業を取得している会社に復職せずに転職する場合は、原則として就労内定として指数認定を行います。
- ・自営業・経営者・役員等の場合、前年分の確定申告書の写し等の就労実態を証明する書類の提出がない場合、原則として就労内定として指数認定を行います。

入園希望月前後2ヶ月の間で出産予定がある、または出産した場合に適用になります。（申請する子を出産する場合を含む）

疾病等があり障害者手帳を保持している場合は、保育状況意見書と障害者手帳の写しの両方をご提出ください。
 どちらかの高い基本指数で指数認定を行います。
 また、提出された書類をもとに状況確認をする場合があります。

介護状況申告書と介護対象者の状況が確認できる診断書、入院計画書、障害者手帳、介護保険被保険者証、ケアプラン（介護サービス計画書）等の写しをご提出ください。
 また、提出された書類をもとに状況確認をする場合があります。

提出書類等については、別途お問い合わせください。

1ヶ月以内の前職等がなく、**入園月中に就労を開始する**場合、適用します。

就労等の要件により申請する際も、書類の提出がない場合、求職活動中として指数認定を行います。

学校教育法に規定された学校等に通学する場合、または公共の職業訓練校で職業訓練等を受講する場合は対象です。

左記に該当する場合、保護者の一方について不存在として指数認定を行います。

提出書類等については、別途お問い合わせください。

調整指数

種別における『世帯』に関する調整指数については、対象となる調整指数が保護者ともに該当する場合にお
 区外からの転入予定の方については、利用希望月前月の末日までに転入することが必要です。（詳細はP.26

番号	調整指数の加減を適用する世帯の状況	指数	種別	適用有無		※区外からの 適用の有無
				入園申請	転園申請	
1	生活保護受給世帯	4	世帯	○	○	○
2	ひとり親世帯	6	世帯	○	○	○
3	ひとり親に準ずる世帯	4	世帯	○	○	○
4	世帯の生計中心者が失業・倒産等により、生計維持のため就労を要するとき	6	世帯	○	○	×
5	区内在住の兄弟姉妹で異なる区内認可保育園に在園しており、第1希望で同一区内認可保育園に転園申請する場合	1	個人	×	○	×
6	兄弟姉妹が区内認可保育園に在園している区在住児童が、区内認可保育園・家庭的保育事業・小規模保育事業に入園申請する場合	3	個人	○	×	×
7	集団保育を必要とする障害児等で、特別支援保育審査会で認められた場合	4	個人	○	×	○
8	入所を希望する児童を定期利用保育事業・空きスペース利用型年間保育事業・連携施設未設定の地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を含む）・認可外保育施設等に預けている場合	2	個人	○	×	×
9	年齢上限のある区内認可保育園（品川学藝保育園・短時間保育室）を卒園する場合	2	個人	○	×	×
10	保護者が会社命令により単身赴任をしている場合	1	世帯	○	○	×
11	求職中で求職活動を証明できる公的な書類の提出がある場合	1	世帯	○	○	×
12	兄弟姉妹で同時に区内認可保育園・家庭的保育事業・小規模保育事業に入園申請する場合	1	個人	○	×	×
13	育児休業法等に基づく育休取得（1年以上）により、育休取得前に品川区認可保育園を退園し、育休明けに再入園申請する場合（育児休業取得対象児童も加点対象）	4	個人	○	×	×
14	保護者が保育士等として保育園等で勤務している場合	1	世帯	○	○	○
15	保護者が医師・看護師免許を保持して、医療機関等において医師・看護師として勤務し、医療行為を行っている場合	1	世帯	○	○	×
16	保護者が障害者手帳を保持している場合	1	世帯	○	○	×
17	保護者が特定医療費（指定難病）受給者証を保持している場合	1	世帯	○	○	×
18	入所を希望する児童を閉園が決定した区内地域型保育事業に預けている場合	2	個人	○	○	×
19	入園月時点で給与明細等で確認できる勤務状況が3ヶ月に満たない場合（1ヶ月以内の転職等を除く）	-1	世帯	○	○	○
20	正当な理由なく、保育料（区立幼稚園・区立認定こども園含む）を滞納している場合（卒園児・退園児も含む）	-10	世帯	○	○	○

●令和5年4月以降の申請に必要な書類についてはP.22～23を必ずご確認ください。

いても、重複して加点（減点）しません。

～27を必ずご確認ください）

※区外からの適用については、入園月前月までに転入予定がある場合のみ

適用条件	注意事項
入園月において保護者のどちらかが生活保護を受けていること。	—
住民票が別であり、離婚が成立していること。	区外から申請される方は戸籍謄本等、ひとり親であることが確認できる書類が必要です。
離婚調停中、協議中等であること。	特段の理由（DV、失踪等）のない別居だけでは、適用対象外となります。
生計を担う保護者が失業中であること。	自己都合による退職については、適用対象外となります。
第1希望で同一園へ希望申請していること。	「区内認可保育園」には区内幼保一体施設、ぷりすくーる西五反田幼児教育施設、区内認定こども園、区内地域型保育事業を含みます。
入園希望月に兄弟姉妹が区内認可保育園に在園していること。	「区内認可保育園」には区内幼保一体施設、ぷりすくーる西五反田幼児教育施設、区内認定こども園、区内地域型保育事業を含みます。
提出された心身状況報告書（主治医作成）、児童調査書（保護者作成）等をもとに特別支援保育審査会にて、発達上集団保育がのぞましいと判断された児童。	区内認可保育園（ 居宅訪問型保育事業は除く ）からの転園申請をしている児童は適用対象外となります。
①預かり時間が 月48時間以上 であること。 （入園希望月の前月までに預ける予定を含む） ②就労要件にて申請する場合は、 入園希望月の前月 までに就労していること。 （入園希望月の前月までに就労する予定を含む）	・「連携施設未設定の地域型保育事業」とは 連携施設未設定かつ年齢上限 のある地域型保育事業を指します。 ・居宅訪問型保育事業とは、障害・疾病等で個別のケアが必要な児童について、自宅での保育を行うものを指します。 ・「認可外保育施設等」とは、都道府県に届出をしている認可外保育施設等（認証保育所、企業主導型保育事業、認可外居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）を含む）を指します。 ※都道府県への届出の有無については直接施設にお問い合わせください。
品川学藝保育園または短時間保育室を卒園する児童。	4月の入園選考においてのみ適用対象となります。
勤務（内定）証明書に単身赴任の始期と終期の記載があること。	出張の場合、適用対象外となります。自営業の方は、別途お問い合わせください。
公的な機関が発行する書類（ハローワーク受付票等）があること。	本人の自己申告や企業の面接通知等は対象外となります。
区内認可保育園に在園していない児童を2名以上、同時に入園申請すること。	「区内認可保育園」には区内幼保一体施設、ぷりすくーる西五反田幼児教育施設、区内認定こども園、区内地域型保育事業を含みます。
①区内認可保育園に在園しており、育児休業法に基づく育休を対象児童が1歳になる誕生日前日以降まで取得する。 ②育休取得開始月の月末までに、区内認可保育園に在園する児童が退園する。 ③退園した児童が、育休明けに再入園申請をする。	・「区内認可保育園」には区内幼保一体施設、ぷりすくーる西五反田幼児教育施設、区内認定こども園、区内地域型保育事業を含みます。 ・育休取得開始月の月末を経過した後に、退園した場合は適用対象外となります。
保育士資格証もしくは幼稚園教諭免許を保持し、保育施設等で勤務していること。	・「保育士等」には保育士、幼稚園教諭、保育教諭を含みます。 ・「保育園等」には保育園、幼稚園、認定こども園、保育園に準ずる保育施設を含みます。
医師・看護師免許を保持して、医療機関等において医師・看護師として勤務し、医療行為を行っていること。	医師・看護師免許を保持して、医師・看護師として医療機関等において医療行為を行っている場合、対象となりますので、歯科医師として勤務されている方は適用対象外となります。
身体障害者手帳、精神障害者手帳、愛の手帳を保持していること。	手帳を申請中の場合は、申請書の写し（受領印等があり、提出済みであることが確認できるもの）をご提出ください。
特定医療費（指定難病）受給者証を保持していること。	特定医療費（指定難病）受給者証を申請中の場合は、申請書の写し（受領印等があり、提出済みであることが確認できるもの）をご提出ください。
閉園決定後、申請締切日を迎える前の入園選考から閉園月の入園選考であること。	連携施設に進級できる場合は適用対象外となります。
勤務を開始した月から入園月まで3ヶ月未満であること。	①1ヶ月以内の転職等により、前職から通算して入園月まで、3ヶ月以上勤務している場合、適用対象外となります。 ② 勤務開始月から入園月前月までの期間が3ヶ月の場合、適用対象外 となります。 ②（補足）1月中に勤務を開始。4月入園月前月までの期間が3ヶ月（1月、2月、3月）のため、3ヶ月就労が継続しているとみなします。
世帯で滞納保育料があること。	卒園した児童の滞納分についても対象となります。

別表5 保育園等保育料一覧

(令和5年4月1日施行)

令和5年4月1日から第2子以降の保育園等保育料は無償となります。

単位：円

階 層		区 分		保 育 料 (月 額)				
				0～2歳児クラス				3～5歳児クラス
				保育標準時間		保育短時間		
				保育園	小規模保育	保育園	小規模保育 家庭的保育	保育園
A	生活保護世帯			0	0	0	0	無償
B	当年度分区市町村民税 非課税世帯			0	0	0	0	
C1	当年度分区市町村民税 均等割のみの世帯			0	0	0	0	
C2	当年度分区市町村民税所得割額	5,000円未満の世帯		3,000	2,400	2,400	1,920	
C3		5,000円以上 48,700円未満の世帯		4,000	3,200	3,200	2,560	
D1		48,700円以上 50,500円未満の世帯		8,000	6,400	6,400	5,120	
D2		50,500円以上 59,800円未満の世帯		9,900	7,920	7,920	6,330	
D3		59,800円以上 68,500円未満の世帯		11,200	8,960	8,960	7,160	
D4		68,500円以上 88,600円未満の世帯		18,400	14,720	14,720	11,770	
D5		88,600円以上 108,600円未満の世帯		22,800	18,240	18,240	14,590	
D6		108,600円以上 128,500円未満の世帯		25,800	20,640	20,640	16,510	
D7		128,500円以上 148,600円未満の世帯		28,300	22,640	22,640	18,110	
D8		148,600円以上 171,600円未満の世帯		30,500	24,400	24,400	19,520	
D9		171,600円以上 204,900円未満の世帯		33,000	25,000	26,400	20,000	
D10		204,900円以上 228,800円未満の世帯		35,000	25,000	28,000	20,000	
D11		228,800円以上 252,900円未満の世帯		37,100	25,000	29,680	20,000	
D12		252,900円以上 276,800円未満の世帯		39,000	25,000	31,200	20,000	
D13		276,800円以上 300,800円未満の世帯		41,000	25,000	32,800	20,000	
D14		300,800円以上 322,000円未満の世帯		42,900	25,000	34,320	20,000	
D15		322,000円以上 338,000円未満の世帯		44,600	25,000	35,680	20,000	
D16		338,000円以上 354,000円未満の世帯		48,000	25,000	38,400	20,000	
D17		354,000円以上 370,000円未満の世帯		49,900	25,000	39,920	20,000	
D18		370,000円以上 440,200円未満の世帯		54,200	25,000	43,360	20,000	
D19		440,200円以上 500,200円未満の世帯		61,000	25,000	48,800	20,000	
D20		500,200円以上 560,200円未満の世帯		66,900	25,000	53,520	20,000	
D21		560,200円以上 665,000円未満の世帯		71,800	25,000	57,440	20,000	
D22		665,000円以上 772,600円未満の世帯		74,300	25,000	59,440	20,000	
D23		772,600円以上 887,500円未満の世帯		76,400	25,000	61,120	20,000	
D24	887,500円以上 1,031,300円未満の世帯		76,900	25,000	61,520	20,000		
D25	1,031,300円以上の世帯		77,500	25,000	62,000	20,000		

※区市町村民税は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金特別控除、寄付金税額控除、配当控除等）が適用される前の税額となります。

※生計を一にする2人以上のお子様がいる場合、最年長のお子様を第1子として、第2子以降の保育料は無償となります。

※在園児童の兄弟姉妹の住民登録が異なる場合は、申請により第2子以降の保育料が適用されます。

※小規模保育・家庭的保育は、保育園の約8割程度の保育料となります。今後、経過措置として暫定的に設けている上限枠（標準時間25,000円・短時間20,000円）は廃止となる可能性があります。

※品川区内の認可保育園（認可施設）では食材料費の保護者負担はありません。

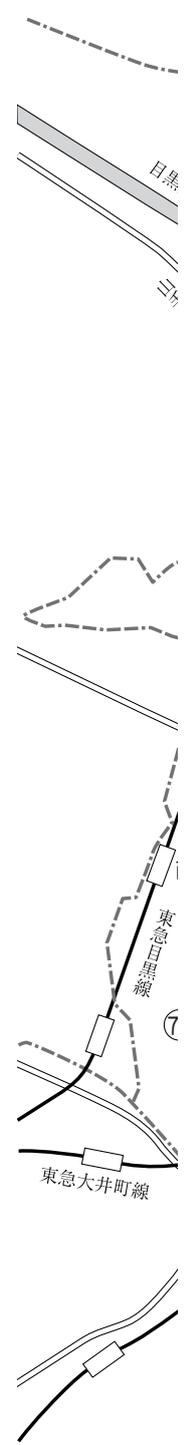
※住民税未申告または税資料の提出がなく税額の確認ができない場合は、区民税所得割1,031,300円以上の世帯（最高階層）と同様の階層認定および保育料算定を行います。

memo



別表6 保育園の所在地

区立保育園	
1	一本橋 ※1
2	伊藤
3	荏原
4	荏原西
5	荏原西第二
6	大井 ※2
7	大井倉田
8	大崎
9	北品川
10	北品川第二
11	源氏前
12	五反田
13	五反田第二
14	小山台
15	品川
16	清水台
17	水神
18	台場
19	滝王子
20	中延
21	中原 ※3
22	西大井
23	西五反田
24	西五反田第二
25	西品川
26	西中延
27	旗の台
28	東大井
29	東五反田
30	東品川
31	東中延
32	平塚
33	富士見台
34	二葉
35	二葉つぼみ
36	南大井
37	南ゆたか
38	八潮南
39	八ツ山
40	ゆたか
区立民営保育園	
41	ひがしやつやま
42	ぶりすくーる西五反田
43	ほうさん ※4
44	三ツ木
45	八潮北
46	八潮西
私立保育園	
47	アイ
48	AIAI NURSERY 大崎
49	あいのもり
50	青物横丁えほん
51	アスク南大井
52	アソシエ旗の台
53	アソシエ東大井公園
54	アンジェリカはまかわ
55	アンジェリカ東品川
56	石井こども園
57	ウィズブック保育園荏原
58	ウィズブック保育園天王洲
59	ウィズブック保育園西五反田
60	ウィズブック保育園武蔵小山
61	ウィズブック保育園武蔵小山パルズ
62	えがおの森保育園・かつしま
63	大井町えほん
64	大崎ひまわり
65	大空と大地のなーさりい 大森駅前園
66	大空と大地のなーさりい 東五反田園
67	Gakkenこどもえん
68	Gakkenほいくえん 大崎
69	Gakkenほいくえん 旗の台
70	キッズガーデン北品川
71	キッズガーデン五反田駅前
72	キッズガーデン品川上大崎
73	キッズガーデン品川洗足
74	キッズガーデン品川西五反田
75	キッズガーデン品川豊町
76	キッズガーデン西品川
77	キッズガーデン南大井
78	キッズタウンにしおおい
79	キッズラボ中延園
80	クオリスキッズ大井町
81	クオリスキッズ大井町第2
82	くりのき
83	グローバルキッズ荏原町
84	グローバルキッズ大崎園
85	グローバルキッズ立会川園
86	グローバルキッズ戸越園
87	グローバルキッズ中延園
88	グローバルキッズ西大井園
89	こころしながわえぼら
90	こころしながわおおいまち
91	こころしながわなかのぶ
92	こころしながわひがしおおい
93	こころしながわふどうまえ
94	こころしながわむさしこやま
95	こどもヶ丘保育園小山園
96	このえ中延
97	さくらさくみらい北品川
98	さくらさくみらい御殿山
99	さくらさくみらい品川シーサイド
100	さくらさくみらい東大井
101	さくらさくみらい東品川
102	さくらさくみらい武蔵小山
103	さんさん森の保育園大井町
104	さんさん森の保育園戸越公園
105	しなおおコスモ
106	品川学藝
107	品川大和
108	そらのいろ
109	空のはねこども園はたのだい
110	太陽の子西五反田
111	太陽の子南品川
112	宝
113	チャイルドマインダー小山台東
114	チャイルドマインダー平塚荏原
115	TKチルドレンズファーム上大崎校
116	とうかいどう
117	とごしの杜
118	どんぐり
119	なぎさ通り
120	にじいろ保育園大崎
121	にじいろ保育園勝島
122	にじいろ保育園南大井
123	西大井えほん
124	ニチイキッズむさしこやま
125	認定こども園 こっころ
126	はぐはぐキッズこども園中延
127	はぐはぐキッズ二葉
128	花房山目黒駅前保育園333
129	東戸越
130	不動前えほん
131	ベネッセ大崎広小路
132	ほっぺるランド東五反田
133	ほっぺるランド東品川
134	ポピンズナーサリー スクール大井町
135	ポピンズナーサリー スクール勝島
136	ポピンズナーサリー スクール上大崎
137	ポピンズナーサリー スクール西五反田
138	ポピンズナーサリー スクール目黒
139	まなびの森保育園大崎広小路
140	まなびの森保育園品川シーサイド
141	まなびの森保育園西大井
142	みずなら
143	緑の家
144	みどりの丘
145	みらいく旗の台園
146	みらいく東大井園
147	みらいく東品川園
148	モニカ荏原中延園
149	八潮中央
家庭的保育事業	
150	内山 盛予
151	林 とし子
小規模保育事業	
152	ウィズブック保育園大森海岸 ※5
153	うみのくに保育園なかのぶ
154	うみのくに保育園ふどうまえ ※4
155	おうち保育園おおいまち
156	おうち保育園ごたんだ
157	五反田せせらぎ保育園
158	こどもヶ丘保育園大井町園
159	サニーチャイルドとごし
160	サニーチャイルドにしおおい
161	しいのみ保育園
162	チャイルドマインダー荏原中延
163	ナーサリーおひさま
164	はぐはぐキッズ荏原町
165	はぐはぐキッズ西大井
166	保育ルーム Clover 西小山園Ⅰ・Ⅱ
167	星のおうち 戸越銀座
168	まちの保育園えぼら
169	めるへんキッズ 戸越



※1：令和6年3月頃まで仮移転中
 ※2：令和6年12月頃まで仮移転中
 ※3：令和5年7月頃仮移転予定
 ※4：令和6年3月末で閉園予定
 ※5：令和9年3月頃まで仮移転中



○の数字 0歳児(生後57日~)
 ◎の数字 0歳児(生後4ヶ月~)
 ●の数字 1歳児~
 □の数字 0歳児~2歳児

別表7 認可保育園一覧

区立保育園	短時間保育室	0歳保育	夜間	定員	所在地	連絡先	備考
1 一本橋		○		80	豊町3-5-31	5751-7007	認定こども園*1
2 伊藤	■	○		100	西大井6-13-1	3771-2211	
3 荏原	■			120	荏原2-16-18	3781-5331	
4 荏原西		○		100	荏原4-16-11	3783-6361	
5 荏原西第二		○		88	荏原4-5-22	3781-8917	幼保一体施設*2
6 大井				131	東大井3-4-4	3761-8798	*1
7 大井倉田		○	★	110	大井4-11-8	3776-8539	
8 大崎		○	★	125	大崎5-2-1	3492-6265	
9 北品川		○	◆	78	北品川2-7-21	3471-4907	
10 北品川第二	■	○		94	北品川3-7-43	5781-3881	認定こども園
11 源氏前		○	★	113	中延4-14-19	3783-8744	
12 五反田		○	◆	102	東五反田2-15-6	3445-4534	認定こども園
13 五反田第二		○		50	北品川5-3-1	5795-1522	3歳児まで 幼保一体施設*2
14 小山台		○		93	小山台1-3-8	3710-4415	
15 品川		○	★	145	東大井5-8-12	3471-0506	
16 清水台		○		100	荏原7-8-3	3784-0519	
17 水神		○	◆	107	南大井6-2-15	3761-0321	
18 台場		○		116	東品川1-8-30	3472-8823	幼保一体施設*2
19 滝王子				80	大井5-18-1	3775-4861	
20 中延		○		126	西中延1-6-16	3784-3405	中延小学校に分園
21 中原		○	◆	96	小山1-4-1	3492-5188	*1
22 西大井		○	★	116	西大井1-1-1	3774-5315	
23 西五反田		○	◆	79	西五反田3-9-10	3493-0075	
24 西五反田第二		○		130	西五反田6-5-6	3493-7288	幼保一体施設*2
25 西品川		○		147	西品川3-16-35	3493-1333	三木小学校に分園
26 西中延				83	西中延3-8-5	3783-1856	
27 旗の台		○	◆	96	旗の台5-19-5	3784-1903	認定こども園
28 東大井		○		100	東大井1-22-16	3471-1190	
29 東五反田		○	★	78	東五反田5-24-1	3447-0663	*1
30 東品川		○		107	東品川1-34-9	3472-5805	
31 東中延				96	東中延2-5-10	3785-0418	
32 平塚		○		107	平塚2-2-3	3785-6770	
33 富士見台		○		120	西大井6-1-15	3785-7833	
34 二葉		○		63	二葉1-4-25	3782-6786	
35 二葉つぼみ	■	○		66	二葉1-3-40	3785-3423	3歳児まで 幼保一体施設*2
36 南大井	■	○		100	南大井3-7-4	3761-6543	
37 南ゆたか		○		107	豊町4-17-21	3781-3601	
38 八潮南		○		97	八潮5-6-32	3799-2424	幼保一体施設*2
39 八ツ山				63	東品川1-2-15	3472-4661	
40 ゆたか				70	豊町1-18-15	3786-0738	

区立民営保育園	早朝	0歳保育	夜間	短時間固定	定員	所在地	連絡先	備考
41 ひがしやつやま					54	北品川1-16-4	6712-9250	*3
42 ぶりすくーる西五反田		○	◆		46	西五反田3-9-9	5759-8081	2歳児まで*5
43 ほうさん					25	豊町3-5-31	6421-5617	*3
44 三ツ木					80	西品川1-9-18	3491-8593	
45 八潮北		○			102	八潮5-1-3	3799-0531	
46 八潮西		○			100	八潮5-4-16	3799-0777	

私立保育園	早朝	0歳保育	夜間	短時間固定	定員	所在地	連絡先	備考
47 ア イ	7:00	○	◇	●	60	東品川1-36-11	6712-1418	
48 AIAI NURSERY 大崎				●	60	大崎2-1-1 1F	6420-0589	
49 あいのもり	7:00	○	◇		60	大井1-16-2	3772-7571	
50 青物横丁えほん		○	◆		80	東品川4-8-8 2F	6433-3012	
51 アスク南大井		○	◆	●	90	南大井6-22-7E館 1F	5767-9700	
52 アソシエ旗の台		○	◆	●	69	旗の台6-29-14	6421-5184	
53 アソシエ東大井公園		○	◆	●	69	東大井3-1-11	6423-1286	
54 アンジェリカはまかわ		○	◆		90	東大井3-18-2	6404-8447	
55 アンジェリカ東品川		○	◆		90	東品川4-8-8 1F	6433-3065	
56 石井こども園		◎	◆		99	小山2-6-15	3781-3666	認定こども園*6
57 ウイズブック保育園荏原		○	◇	●	88	荏原6-12-15	6451-3480	
58 ウイズブック保育園 天王洲		○	◇	●	73	東品川2-5-5 1F 東品川2-2-20 1F	6671-9396	0・1・2歳児 3歳児以上
59 ウイズブック保育園 西五反田		○	◇	●	88	西五反田3-8-8	5747-9917	
60 ウイズブック保育園 武蔵小山		○	◇	●	60	小山4-4-7	6426-8763	
61 ウイズブック保育園 武蔵小山パルズ		○	◇	●	110	小山4-14-10	6451-3846	
62 えがおの森保育園・ かつしま	7:00				73	勝島1-6-32	5493-3100	
63 大井町えほん		○	◆		73	東大井5-21-9	6450-0363	
64 大崎ひまわり	7:00	○	◇		70	大崎3-1-9	3495-7600	
65 大空と大地のなーさりい 大森駅前園		○	◆		80	南大井6-16-16	6450-0121	
66 大空と大地のなーさりい 東五反田園		○	◆		100	東五反田4-7-20	6459-3802	
67 Gakkenこどもえん		○	☆	●	60	西五反田2-11-8	6431-1300	認定こども園*6
68 Gakkenほいくえん 大崎		○	◆		80	大崎3-6-32	5436-8231	
69 Gakkenほいくえん 旗の台		○	◆		60	旗の台3-3-20	6451-3467	
70 キッズガーデン北品川		○	◆		90	北品川6-7-22	6721-6006	
71 キッズガーデン五反田駅前		○	◆		70	西五反田1-29-2	6417-3691	
72 キッズガーデン品川上大崎		○	◆		108	上大崎4-5-37	6431-9273	*7
73 キッズガーデン品川洗足		○	◆		70	小山7-11-6	6426-4084	
74 キッズガーデン品川西五反田		○	◆		80	西五反田8-10-21	6417-0327	
75 キッズガーデン品川豊町		○	◆		80	豊町5-13-15	6426-6371	
76 キッズガーデン西品川		○	◆		60	西品川2-22-2	6417-3733	
77 キッズガーデン南大井		○	◆		90	南大井6-26-2 B館1F	6423-0641	
78 キッズタウンにしおおい	7:20	○	◇	●	100	西大井2-5-21	5718-1332	
79 キッズラボ中延園		○		●	73	戸越6-15-5	6426-1731	
80 クオリスキッズ大井町		○	◆	●	60	大井3-17-11	6429-8344	
81 クオリスキッズ大井町第2		○	◆	●	60	大井3-26-7	5728-9871	
82 くりのき		○	◆		90	南品川4-1-11	6433-1358	
83 グローバルキッズ荏原町		○	◆	●	90	中延5-2-1	3788-0404	
84 グローバルキッズ大崎園		○	◆	●	60	北品川5-9-15	5423-5655	
85 グローバルキッズ立会川園			◆	●	60	南大井1-8-23	6423-0032	
86 グローバルキッズ戸越園		○	◆	●	60	戸越5-14-23	3786-0808	
87 グローバルキッズ中延園		○	◆	●	57	中延4-5-7	3788-1525	
88 グローバルキッズ西大井園		○	◆	●	86	西大井6-6-2	5742-8525	
89 こころしながわえばら		○		●	99	中延2-6-4	6421-6311	
90 こころしながわおおいまち		○		●	90	南品川6-3-4	6712-0791	

私立保育園	早朝	0歳保育	夜間	短時間固定	定員	所在地	連絡先	備考
91		○		●	88	二葉4-2-13	6421-5751	
92		○		●	90	東大井1-3-6	6433-0777	
93		○		●	88	西五反田5-6-38	6421-7961	
94		○		●	90	小山5-9-16	6426-2825	
95		○	◆	●	50	小山3-7-16	6426-7671	
96		○	◆		70	中延6-1-19	6451-3790	
97	7:00		◇	●	63	北品川1-28-10	6433-3578	
98	7:00	○	◇	●	59	北品川3-6-1	6433-9393	
99	7:00	○	◇	●	73	東大井1-5-6	6712-3139	
100	7:00	○	◇	●	64	東大井2-11-4	6423-1900	
101	7:00	○	◇	●	70	東品川4-9-20	6810-4839	
102	7:00	○	◇	●	70	荏原3-1-18	6451-3917	
103		○	◆		99	南品川6-15-22	6712-1773	
104		○	◆	●	84	豊町3-2-13 豊町4-2-5	6433-1919	0・1・2歳児 3歳児以上
105	7:15	○	◇	●	69	大井1-31-1	3777-2323	
106		○			26	豊町2-16-12	5702-0034	2歳児まで
107		◎		●	60	小山4-3-9	6426-7788	
108		○			73	西品川1-28-14	3784-7534	
109		○		●	46	旗の台2-6-7	6426-2040	認定こども園*6
110		○	◆	●	60	西五反田7-19-1 2F	5747-9447	
111		○	◆	●	80	南品川5-3-10	5715-7707	
112		◎			90	西五反田4-11-18	3492-3872	
113		○		●	71	小山台1-25-10	6303-4671	
114		○		●	71	平塚2-14-1	6426-1185	
115		○	◆		60	上大崎3-14-35	5422-9798	
116		○	◆		99	南品川1-2-11	5479-2201	
117		○	◆		95	平塚2-18-19	5788-5757	
118		○	◆		110	南品川2-9-25	3471-1673	
119		○	◆		67	南品川2-15-6	3471-2317	
120	7:00	○	◆	●	60	大崎5-4-3	6417-0486	
121	7:00	○		●	92	勝島3-2-2 (区民公園内)	6450-0447	*4
122	7:00	○	◆	●	69	南大井1-16-6	6404-8875	
123		○	◆		80	西大井6-7-1	6809-9421	
124		○	◆	●	30	小山3-15-1 3F	6421-5602	
125		○		●	60	西五反田3-1-3	5740-6971	認定こども園*6
126		○		●	80	中延3-13-16	3783-8989	認定こども園*6
127		○		●	60	二葉4-3-8	3782-8989	
128		○			120	上大崎3-1-1	6721-7331	
129		◎			70	戸越4-1-10	3781-5363	
130		○	◆		73	西五反田3-12-12	6421-7621	
131		○	◆	●	88	大崎4-1-2	5719-3893	
132		○	◆		60	東五反田1-2-25	6447-7545	
133		○	◆	●	72	東品川3-25-9	6810-3670	
134		○	◆		60	二葉1-12-18	5751-2031	

私立保育園	早朝	0歳保育	夜間	短時間固定	定員	所在地	連絡先	備考		
135	ポピンズナーサリー スクール勝島		○	◆	●	60	勝島1-6-5	5763-5748		
136	ポピンズナーサリー スクール上大崎		○	◆	●	102	上大崎3-13-14	6432-5791	認定こども園*6	
137	ポピンズナーサリー スクール西五反田		○	◆	●	70	西五反田8-10-8	5436-2181	認定こども園*6	
138	ポピンズナーサリー スクール目黒		○	◆	●	76	西五反田3-4-10 2F	6420-0890		
139	まなびの森保育園 大崎広小路		○	◆		60	西五反田1-21-8	5434-1044		
140	まなびの森保育園 品川シーサイド		○	◆	●	80	東品川4-11-36	6451-4505		
141	まなびの森保育園 西大井		○	◆		100	西大井1-4-1 (西大井広場公園内)	3778-2223	*4	
142	みずなら		○	◆		82	東品川3-21-10	5781-3707		
143	緑の家		○	◆		70	大井7-4-18	3776-4073		
144	みどりの丘		○	◆		68	西大井4-19-11	6303-7091		
145	みらいく旗の台園		○	◆	●	60	旗の台3-2-9	6451-3461		
146	みらいく東大井園		○	◆	●	60	東大井4-12-11	6810-3025		
147	みらいく東品川園		○	◆	●	60	東品川3-26-21	6712-1577		
148	モニカ荏原中延園		○		●	60	東中延1-6-2	6421-6740		
149	八潮中央		○			90	八潮5-10-60-101	3799-1152		
区立定員		4,386		私立定員		7,722		合計定員		12,108

※「短時間保育室」欄に■印のある区立園は、短時間の就労等に対応した保育枠があります。(P.32参照)

※「0歳保育」欄の○印は生後57日以降、◎印は生後4ヶ月以降の0歳保育実施園です。

※「夜間」欄は夜間保育実施園です。無印(19時30分)、◇印(20時)、◆印(20時30分)、☆印(21時)、★印(22時)です。

※「短時間固定」欄に●印のある私立園は、短時間認定枠の保育時間が固定されています(P.17参照)。

※定員は、今後変更する場合があります。

*1 対象施設は大規模改修や民営化を予定しています。詳細は「⑥ 区立保育園の大規模改修と民営化(運營業務委託)について(P.29)」をご確認ください。

*2 幼保一体施設についての詳細はP.30~31をご確認ください。

*3 期限のある暫定施設となります。運営期間は以下のとおり予定しています。閉園する際は在園児の受入先を確保します。ひがしやつやま保育園は令和5年4月より閉園までに卒園可能なクラスを除いて新規入園の募集を停止いたします。ほうさん保育園は、令和3年4月より閉園までに卒園可能なクラスを除いて新規入園の募集を停止しています。施設の有効活用策として、空きスペース利用型年間保育事業を実施しています。(P.32参照)

番号	名称	受入開始	期間	番号	名称	受入開始	期間
41	ひがしやつやま	平成29(2017)年4月~	10年間	43	ほうさん	平成31(2019)年4月~	5年間

*4 期限のある暫定施設となります。運営期間は以下のとおり予定しています。閉園する際の在園児の取り扱いについて今後事業者と調整していきます。

番号	名称	受入開始	期間	番号	名称	受入開始	期間
121	にじいろ保育園勝島	平成30(2018)年4月~	15年間	141	まなびの森保育園西大井	平成29(2017)年4月~	15年間

*5 ぷりすくーる西五反田の3~5歳児クラスは幼児教育施設となり、保育時間、保育料等、制度が異なります。詳細は施設にご確認ください。

*6 私立認定こども園は入園後に保育園と直接契約書の取交わしが必要となります。

*7 キッズガーデン品川上大崎は毎年3月の第3土曜日に、建物内の電気設備年次点検が実施されることに伴い、全館停電となるため、この日は保育を実施することができません。あらかじめご了承のうえ、入園申請をしてください。

memo





お問い合わせ先一覧

品川区 子ども未来部 保育課・保育支援課

〒140-8715 東京都品川区広町2-1-36 (品川区役所 第二庁舎7階)

TEL 03-3777-1111 (品川区役所代表)

FAX 03-5742-6350 (保育課)

FAX 03-5742-9178 (保育支援課)

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/> (品川区ホームページ)

お問い合わせ内容	お問い合わせ先	電話番号 (直通)
<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育園、認定こども園、地域型保育事業の申請 ・区立幼稚園の申請 ・認可保育園等の保育料 ・育児休業明け入園予約制度 ・一時保育 ・定期利用保育事業 	保育課 入園相談担当	5742-6725
<ul style="list-style-type: none"> ・区立保育園・幼稚園の施設、運営内容 ・区立幼稚園の預かり保育 ・休日保育、年末保育、病児保育、病後児保育 ・子育て体験事業 ・区立保育園の民営化 ・区立保育園の大規模改修等計画 	保育課 施設運営担当	5742-6724
<ul style="list-style-type: none"> ・区立保育園の給食 (食物アレルギー含む) ・栄養相談 	保育課 栄養指導係	5742-6586
<ul style="list-style-type: none"> ・私立保育園等の開設 	保育支援課 開設・計画担当	5742-6936
<ul style="list-style-type: none"> ・認証保育所・認可外保育施設保育料助成金制度 ・ベビーシッター利用支援事業 ・私立幼稚園補助金制度 ・オアシスルーム、地域交流室ポップンルーム 	保育支援課 開設・計画担当	5742-6039
<ul style="list-style-type: none"> ・私立保育園・地域型保育事業・認証保育所の運営 	保育支援課 私立支援担当	5742-6723
<ul style="list-style-type: none"> ・しながわっ子 子育てかんがるープラン 	保育課 保育教育担当(研修)	5742-3087
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援保育に関すること 	保育課 保育教育担当(特別支援)	5742-7857
<ul style="list-style-type: none"> ・保育施設の指導検査 	保育課 指導検査担当	5742-6038

認可保育園の申請については、窓口が大変混み合います。
郵送(簡易書留)での申請をお願いいたします。



© 2021 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L617781